

222 大学学部等の在学年限又は修業年限の臨時短縮に関する  
件制定（勅令第九二四号）  
〔昭和十六年十月〕

文甲第七二号 起  
昭和十六年十月十五日  
閣議 昭和 年 月 日 施  
決定 昭和十六年十月十六日  
案 裁可 昭和十六年十月十五日 行  
(注記1)

(注記2)

内閣総理大臣 (近衛) 内閣書記官長 (高田)  
外務大臣 (豊田) 海軍大臣 (及川) 商工大臣 (左近司) 厚生大臣 (小泉)  
内務大臣 (田辺) 司法大臣 (岩村) 通信大臣 (村田) 平沼國務大臣 (柳川)  
大蔵大臣 (小倉) 文部大臣 (橋田) 鉄道大臣 (村田) 柳川國務大臣 (柳川)  
陸軍大臣 (東条) 花押 (井野) 拓務大臣 (豊田) 鈴木國務大臣 (鈴木)

(注記3)

大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ臨時短縮ニ関スル件  
右枢密院ノ御諮詢ヲ經テ御下付ニ付同院上奏ノ通裁可ヲ奏請セ  
ラレ可然ト認ム

上諭案

朕枢密顧問ノ諮詢ヲ經テ大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ  
臨時短縮ニ関スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

〔昭和十六年〕  
(加筆・朱書) 年 (加筆・朱書) 月 (加筆・朱書) 日 (抹消) (加筆・朱書)

内閣総理大臣  
文部大臣  
拓務大臣

(枢密院上奏ノ通)

(注記4)

臣等大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ臨時短縮ニ関スル件  
諮詢ノ命ヲ恪ミ本月十五日以テ審議ヲ尽シ之ヲ可決セリ乃チ謹  
テ上奏シ更ニ

聖明ノ採扱ヲ仰ク

昭和十六年十月十五日

枢密院議長 原 嘉道

勅令第(加筆、朱書)九百二十四号

第一条 大学令第十条、第十一条、第十三条第一項若ハ第十六

条、高等学校令第七条第一項、専門学校令第六条若ハ第八条

第二項又ハ実業学校令第二条ノ二第二項規定ニ依ル大学学部

ノ在学年限又ハ大学予科、高等学校高等科、専門学校若ハ実

業専門学校ノ修業年限ハ当分ノ内夫々六月以内之ヲ短縮スル

コトヲ得

前項ノ規定ニ依リ大学予科ノ修業年限ヲ短縮シタル場合ニ於

テハ大学令第十三条第二項及第三項中修業年限三年又ハ修業

年限二年トアルハ夫々前項ノ規定ニ依リ短縮シタル修業年限

ヲ謂フモノトス

前二項中大学令、高等学校令、専門学校令又ハ実業学校令ト

アルハ夫々朝鮮教育令及台湾教育令ニ於テ依ル場合ヲ含ムモ

ノトス

第二条 前条第一項ノ規定ニ依ル在学年限又ハ修業年限ノ短縮

ハ内地ニ在リテハ文部大臣、朝鮮ニ在リテハ朝鮮総督、台湾  
ニ在リテハ台湾総督之ヲ行フ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十六年九月二十九日 内閣書記官長 (喜田) 内閣書記官 (福田) (注記6) (佐藤) (松本) (岩倉)

内閣総理大臣 (近衛) 法制局長官 (印)

外務大臣 (豊田) 海軍大臣 (及川) 商工大臣 (左近司) 厚生大臣 (小泉)

内務大臣 (田辺) 司法大臣 (花押) 通信大臣 (村田) 平沼國務大臣

大蔵大臣 (小倉) 文部大臣 (橋田) 鉄道大臣 (村田) 柳川國務大臣 (花押)

陸軍大臣 (東条) 農林大臣 (井野) 拓務大臣 (豊田) 鈴木國務大臣 (鈴木)

別紙文部大臣請議在学年限及修業年限ノ臨時措置ニ関スル件制  
定ノ件

ヲ審査スルニ右ハ相当ノ儀ト思考ス依テ請議ノ通閣議決定セラ

レ可然ト認ム

追テ本件ハ枢密院官制第六条第八号ノ勅令ナルヲ以テ枢密院

ニ御諮詢相成可然ト認ム

勅令案

朕枢密顧問ノ諮詢ヲ經テ大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ  
臨時短縮ニ関スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

年月日

内閣総理大臣

文部大臣

呈案附箋ノ通

拓務大臣

〔注記7〕  
發文一〇二二号

〔注記8〕〔注記9〕

〔注記10〕

在学年限及修業年限ノ臨時措置ニ関スル件制定ノ必要ヲ認め別紙勅令案ヲ具シ閣議ヲ請フ

昭和十六年八月三十日

文部大臣 橋田邦彦 印

〔注記11〕

内閣総理大臣公爵 近衛文麿殿

勅令第 号

〔採消〕  
大学令第十条、第十一条、第十三条、高等学校令第七条、専門学校令第六条、中学校令第九条、高等女学校令第九条、第十条ノ四及第十条ノ五ノ規定ニ拘ラズ大学学部ノ在学年限及大学学部ノ研究科ニ入ルコトヲ得ル者ノ大学学部在学年限並ニ大学予科、高等学校、専門学校、中学校、高等女学校、高等女学校高等科、高等女学校専攻科ノ修業年限及高等女学校高等科ニ入ルコトヲ得ル者ノ高等女学校修業年限ニ関シテハ当分ノ内文部大臣ノ定ムル所ニ依ル

附 則

〔加筆・朱書〕〔法制局〕  
印第一条 大学令第十条、第十一条、第十三条第一項若ハ第十

六条、高等学校令第七条第一項、専門学校令第六条若ハ第

八条第二項又ハ実業学校令第二条ノ二第二項ノ規定ニ依ル

大学学部ノ在学年限又ハ大学予科、高等学校高等科、専門

学校若ハ実業専門学校ノ修業年限ハ当分ノ内夫々六月以内之ヲ短縮スルコトヲ得

〔採消〕  
〔前項ノ規定ニ依リ修〕〔加筆・朱書〕〔前項ノ規定ニ依リ大学予科ノ修〕業

年限ヲ短縮シタル場合ニ於テハ大学令第十三条第二項及第

三項中修業年限三年又ハ修業年限二年トアルハ夫々前〔項〕

〔加筆・朱書〕  
〔項〕ノ規定ニ依リ短縮シタル修業年限ヲ謂フモノトス

前二項中大学令、高等学校令、専門学〔採消〕〔校〕〔加筆・朱書〕〔校令〕又ハ実

業学校令トアルハ〔採消〕〔夫々〕〔加筆・朱書〕〔夫々〕朝鮮教育令及台湾教育令ニ

於テ依ル場合ヲ含ムモノトス

第二条 前条第一項ノ規定ニ依ル在学年限又ハ修業年限ノ短

縮ハ内地ニ在リテハ文部大臣、朝鮮ニ在リテハ朝鮮総督、

台湾ニ在リテハ台湾総督之ヲ行フ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

理 由

〔採消〕  
〔現〕下ノ時局ニ鑑ミ学生生徒ノ卒業期ヲ繰上ゲ実務ニ従事スルノ時期ヲ早カラシムル為臨時ノ措置トシテ当分ノ内在学年限及修業年限ノ短縮ヲ行フノ必要アルニ依ル〔採消〕〔加筆・朱書〕〔法制局〕  
〔前項ノ規定ニ依リ〕  
緊迫ニ伴ヒ軍事上及労働員上必要ナル人員ノ充足ニ資スル為大学学部、大学予科、高等学校高等科、専門学校又ハ実業専門学校ノ在学年限又ハ修業年限ヲ当分ノ内六月以内短縮シ得ルコトト為スノ要アルニ依ル

〔朱書〕  
〔参照〕

● 大学令 大正七年十二月六日  
勅令第三百八十八号

朕枢密顧問ノ諮詢ヲ經テ大学令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

(総理、文部)  
大臣副署

第十条 学部二三年以上在学シ一定ノ試験ヲ受ケ之ニ合格シタル者ハ学士ト称スルコトヲ得

前項ノ在学年限ハ医学ヲ修ムル者ニ在リテハ四年以上トス

第十一条 研究科ニ入ルコトヲ得ル者ハ医学ヲ修ムル者ニ在リテハ四年以上其ノ他ノ者ニ在リテハ三年以上当該学部ニ在学シ其ノ他相当ノ学力ヲ具ヘタル者ニシテ当該学部ニ於テ適当ト認メタルモノトス

第十三条 大学予科ノ修業年限ハ三年又ハ二年トス

修業年限三年ノ大学予科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ中学校第四学年ヲ修了シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ学力アリト認メラレタル者トス

修業年限二年ノ大学予科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ中学校ヲ卒業シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ学力アリト認メラレタル者トス

第十六条 大学及大学予科ノ学則ハ法令ノ範圍内ニ於テ当該大学之ヲ定メ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

● 高等学校令 大正七年十二月六日  
勅令第三百八十九号

〔朱書〕  
〔改正〕 昭和一六年第一五二二号

朕枢密顧問ノ諮詢ヲ經テ高等学校令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

ム

第七条 高等学校ノ修業年限ハ七年トシ高等科三年尋常科四年トス

(総理、文部)  
大臣副署

高等学校ハ高等科ノミヲ置クコトヲ得

〔朱書〕  
〔参照〕

● 専門学校令 明治三十六年三月二十七日  
勅令第三百六十一号

朕枢密顧問ノ諮詢ヲ經テ専門学校令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

(文部大)  
臣副署

第六条 専門学校ノ修業年限ハ三箇年以上トス

第八条 官立専門学校ノ修業年限、学科、科目及其ノ程度並予科、研究科及別科ニ関スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

公立又ハ私立ノ専門学校ノ修業年限、学科、科目及其ノ程度並予科、研究科及別科ニ関スル規程ハ公立学校ニ在リテハ

管理者、私立学校ニ在リテハ設立者文部大臣ノ認可ヲ經テ之ヲ定ム

〔朱書〕  
〔参照〕

● 実業学校令 明治三十二年二月七日  
勅令第二十九号

朕実業学校ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

(文部大)  
臣副署

第二条ノ二 実業学校ニシテ高等ノ教育ヲ為スモノヲ実業専門

学校トス

実業専門学校ニ関シテハ専門学校令ノ定ムル所ニ依ル

参照 (朱書)

朝鮮教育令

昭和十三年三月  
勅令第百三十三号

(総理、拓務  
大臣副署)

第二条 普通教育ハ(採消)「小学校」(加筆、朱書)「国民学校」令、中学校令及高等女

学校令ニ依ル但シ此等ノ勅令中文部大臣ノ職務ハ朝鮮総督之  
ヲ行フ

前項ノ場合ニ於テ朝鮮特殊ノ事情ニ依リ特例ヲ設クル必要アル  
ルモノニ付テハ朝鮮総督別段ノ定ヲ為スコトヲ得

第三条 実業教育ハ実業学校令ニ依ル但シ実業補習教育ニ関シ  
テハ朝鮮総督ノ定ムル所ニ依ル

実業学校令中文部大臣ノ職務ハ朝鮮総督之ヲ行フ

実業学校ノ設立及教科書ニ関シテハ朝鮮総督ノ定ムル所ニ依  
ル

第四条 専門教育ハ専門学校令ニ、大学教育及其ノ予備教育ハ  
大学令ニ依ル但シ此等ノ勅令中文部大臣ノ職務ハ朝鮮総督之

ヲ行フ

専門学校ノ設立及大学予科ノ教員ノ資格ニ関シテハ朝鮮総督  
ノ定ムル所ニ依ル

参照 (朱書)

台湾教育令

大正十一年三月  
勅令第二十二号

(総理大  
臣副署)

第八条 高等普通教育ハ中学校令、高等女学校令及高等学校令

ニ依ル

第九条 実業教育ハ実業学校令ニ依ル但シ実業補習教育ニ関シ

テハ台湾総督ノ定ムル所ニ依ル

第十条 専門教育ハ専門学校令ニ、大学教育及其ノ予備教育ハ  
大学令ニ依ル

第十一条 第二条及前三条ニ規定スル勅令中文部大臣ノ職務ハ

台湾総督之ヲ行フ

(採消)「小学校」(加筆、朱書)「国民学校」令、中学校令及高等女学校令ニ依ル場合

ニ於テ台湾特殊ノ事情ニ依リ特例ヲ設クル必要アルモノニ付  
テハ台湾総督別段ノ定ヲ為スコトヲ得

高等学校ノ設立及教育ノ資格、実業学校ノ設立及教科書、專  
門学校ノ設立並大学予科ノ教員ノ資格ニ関シテハ台湾総督ノ

定ムル所ニ依ル

(注記)

昭和十六年九月十八日

文部大臣官房文書課長 印

法制局第三部長殿

在学年限及修業年限ノ臨時措置ニ関スル勅令案別途請議ニ及ビ  
タル処尚關係官庁トノ間ニ打合ヲ要スル事情發生致シタルニ付  
テハ右御諒承ノ上閣議ヘノ上提等ハ暫時御猶予相成度此段及御  
依頼

臨時卒業期繰上ニ関スル実施要綱

第一 目的

現下ノ緊迫セル時局ニ対処シ国家ノ人的資源ニ対スル最高

度活用ノ要望ニ応ズル為臨時措置トシテ大学学部、大学予科、高等学校高等科、専門学校及実業専門学校等ノ卒業期ヲ繰上ゲントス

## 第二要 領

- 一、昭和十六年度卒業者ハ其ノ在学年限又ハ修業年限ヲ三月短縮シ昭和十六年十二月ニ卒業セシム
- 二、昭和十七年度<sup>〔採道〕</sup><sub>〔加進〕</sub>業<sup>〔業〕</sup><sub>〔交〕</sub>業者ハ其ノ在学年限又ハ修業年限ヲ六月短縮シ昭和十七年九月ニ卒業セシム
- 三、昭和十八年度以降ニ於テハ情勢ノ推移ニ応ジ適當ナル処置ヲ講ズルモノトス

在学年限又ハ修業年限ノ短縮ヲ行フ学校 (一六、九、二七)

- 一、大学学部及大学予科
- 一、高等学校
- 三、専門学校
- 四、実業専門学校
- 五、高等師範学校
- 六、女子高等師範学校
- 七、臨時教員養成所
- 八、実業学校教員養成所
- 九、専門学校ニ準ズル私立学校ニシテ専門学校令第五条ノ資格ヲ以テ入学資格トスル修業年限三年以上ノ学校
- 一〇、国民学校初等科修了程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限五年、国民学校高等科修了程度ヲ以テ入学資格トス

ル修業年限三年若ハ之ト同等以上ノ実業学校

修業年限ノ短縮ヲ行ハザル学校

- 一、師範学校
- 二、青年学校教員養成所
- 三、中学校
- 四、国民学校初等科修了程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限四年、国民学校高等科修了程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限二年若ハ之以下ノ実業学校
- 五、卒業者ニ就キ専門学校入学者檢定規程ニ依リ指定セラレタル学校但シ実業学校ヲ除ク
- 六、高等女学校並ニ高等女学校高等科及専攻科
- 七、盲学校及聾啞学校
- 八、青年学校
- 九、国民学校

## 説明

現下ノ緊迫セル情勢ニ対処センガ為ニハ急速ナル国防力ノ充實、生産ノ増強ヲ要スル処之ガ為ニハ人的資源ヲ一層有効ニ活用セザルベカラズ仍而内地ニ於テハスル国家ノ要請ニ応ズル為当分ノ間大学、高等学校、専門学校及中等学校等ニ於ケル学生生徒ノ卒業期ヲ繰上ゲ実務ニ就クノ時期ヲ早カラシムルノ措置ヲ講ゼントス而シテ諸般ノ施策ハ内外地一体の見地ニ立チテ樹立運営セラレツツアル現状ニ即シ軍事上並ニ生産増強上之ガ要

員ヲ急速ニ充足センガ為ニハ本来ノ卒業期ヲ待ツヲ得ザル事態ニ対処セントスル如上ノ理由ニ鑑ミルトキハ外地ニ於テモ実施ノ必要ナルコト内地ト何等異ナル所ナシ

尚朝鮮及台湾ニ於ケル学校ノ修業年限ニ付テハ朝鮮教育令及台湾教育令ニ於テ内地ノ学校令ニ依リタルヲ以テ内地ノ学校トノ連繫上モ短縮ヲ必要トス而シテ朝鮮台湾ニ於ケル学校ノ在学年限及修業年限ノ具体的短縮ノ要領ニ付テハ内地ニ準ジ朝鮮ニ在リテハ朝鮮総督、台湾ニ在リテハ台湾総督ノ定ムル所ニ依ラシメントス

一大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ臨時短縮ニ関スル件右別紙ノ通本院ニ於テ決議上奏候条此段及通牒候也

昭和十六年十月十五日

枢密院議長 原 嘉道

内閣総理大臣公爵 近衛文麿殿

臣等大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ臨時短縮ニ関スル件諮詢ノ命ヲ恪ミ本月十五日ヲ以テ審議ヲ尽シ之ヲ可決セリ乃チ謹テ上奏シ更ニ

聖明ノ採扱ヲ仰ク

昭和十六年十月十五日

枢密院議長 原 嘉道

勅令第 号

(注記14)

第一条 大学令第十条、第十一条、第十三条第一項若ハ第十六

条、高等学校令第七条第一項、専門学校令第六条若ハ第八条

第二項又ハ実業学校令第二条ノ二第二項ノ規定ニ依ル大学学

部ノ在学年限又ハ大学予科、高等学校高等科、専門学校若ハ

実業専門学校ノ修業年限ハ当分ノ内夫々六月以内之ヲ短縮ス

ルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ大学予科ノ修業年限ヲ短縮シタル場合ニ於

テハ大学令第十三条第二項及第三項中修業年限三年又ハ修業

年限二年トアルハ夫々前項ノ規定ニ依リ短縮シタル修業年限

ヲ謂フモノトス

前二項中大学令、高等学校令、専門学校令又ハ実業学校令ト

アルハ夫々朝鮮教育令及台湾教育令ニ於テ依ル場合ヲ含ムモ

ノトス

第二条 前条第一項ノ規定ニ依ル在学年限又ハ修業年限ノ短縮

ハ内地ニ在リテハ文部大臣、朝鮮ニ在リテハ朝鮮総督、台湾

ニ在リテハ台湾総督之ヲ行フ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(注記18)

管行第一〇八六号

朝鮮及台湾ニ於ケル学校ノ在学年限及修業年限ノ臨時措

置ニ関スル件

(注記17)

(注記19)

割印

現下ノ時局ニ鑑ミ内地ニ於テハ臨時措置トシテ学生生徒ノ卒業期ヲ繰上グルコトトナリタルニ伴ヒ朝鮮及台湾ニ於ケル学校ニ

付テモ之ガ在学年限及修業年限ノ短縮ヲ行フ為朝鮮及台湾ニ於ケル学校ノ在学年限及修業年限ノ臨時措置ニ関スル件制定ノ必要ヲ認ム仍テ別紙勅令案ヲ提出ス

右閣議ヲ請フ

昭和十六年九月十八日

(注記20) 拓務大臣 豊田貞次郎 印

内閣総理大臣公爵 近衛文麿殿

朕枢密顧問ノ諮詢ヲ經テ朝鮮及台湾ニ於ケル学校ノ在学年限及修業年限ノ臨時措置ニ関スル件制定ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和 年 月 日

内閣総理大臣

拓務大臣

勅令第 号

朝鮮教育令及台湾教育令ニ於テ依ルコトヲ定メタル大学令第十条、第十一条若ハ第十三条第一項、専門学校令第六条、実業学校令第二条ノ二第二項、中学校令第九条、高等女学校令第九条及台湾教育令ニ於テ依ルコトヲ定メタル高等学校令第七条ノ規定ニ依ル大学学部ノ在学年限又ハ大学予科、専門学校、実業専門学校、中学校、修業年限五箇年ノ高等女学校若ハ台湾ニ於ケル高等学校ノ修業年限ハ当分ノ内朝鮮ニ於ケル学校ニ在リテハ

朝鮮総督、台湾ニ於ケル学校ニ在リテハ台湾総督ノ定ムル所ニ依リ一年以内之ヲ短縮スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ修業年限ヲ短縮シタル場合ニ於テハ朝鮮教育令及台湾教育令ニ於テ依ルコトヲ定メタル大学令第十三条第二項中修業年限三年トアルハ前項ノ規定ニ依リ短縮シタル修業年限トス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

理由

現下ノ時局ニ鑑ミ之ガ臨時措置トシテ当分ノ内朝鮮及台湾ニ於ケル学校ノ在学年限及修業年限ノ短縮ヲ行フ必要アルニ依ル

(朱書) (後日添付)

勅令案関係目次

一	一 大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ臨時短縮ニ関スル件	頁
二	二 昭和十四年法律第一号兵役法中改正法律中改正ノ件	三
三	三 昭和十四年法律第一号中改正勅令案提出理由説明	四
四	四 大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ臨時短縮ニ関スル件勅令案説明要旨	六
五	五 在学年限又ハ修業年限ノ臨時短縮ニ関スル件文部省令案要綱	九



六同上附表

- 七昭和十四年法律第一号中改正勅令案説明要旨 一一
- 八在学徵集延期期間ノ臨時短縮ニ関スル件陸軍省案要綱 一二
- 九臨時徵兵検査手続等概見表 一三
- 一〇昭和十七年度甲種幹部候補生採用予定ニ就テ 一五
- 一一大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ臨時短縮ニ関スル件勅令案關係条文 一六
- 一二昭和十四年法律第一号兵役法中改正法律中改正ノ件勅令案關係条文 一七
- 一三 一八

件 大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ臨時短縮ニ関スル

第一条 大学令第十条、第十一条、第十三条第一項若ハ第十六条、高等学校令第七条第一項、専門学校令第六条若ハ第八条第二項又ハ実業学校令第二条ノ二第二項ノ規定ニ依ル大学学部ノ在学年限又ハ大学予科、高等学校高等科、専門学校若ハ実業専門学校ノ修業年限ハ当分ノ内夫々六月以内之ヲ短縮スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ大学予科ノ修業年限ヲ短縮シタル場合ニ於テハ大学令第十三条第二項及第三項中修業年限三年又ハ修業年限二年トアルハ夫々前項ノ規定ニ依リ短縮シタル修業年限ヲ謂フモノトス

前二項中大学令、高等学校令、専門学校令又ハ実業学校令トアルハ夫々朝鮮教育令及台湾教育令ニ於テ依ル場合ヲ含ムモ

(注記21)

ノトス

第二条 前条第一項ノ規定ニ依ル在学年限又ハ修業年限ノ短縮ハ内地ニ在リテハ文部大臣、朝鮮ニ在リテハ朝鮮総督、台湾ニ在リテハ台湾総督之ヲ行フ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

理由

国際情勢ノ緊迫ニ伴ヒ軍事上及勞務動員上必要ナル人員ノ充足ニ資スル為大学学部、大学予科、高等学校高等科、専門学校又ハ実業専門学校ノ在学年限又ハ修業年限ヲ当分ノ内六月以内短縮シ得ルコトト為スノ要アルニ依ル

(注記22)

昭和十四年法律第一号兵役法中改正法律中改正ノ件

昭和十四年法律第一号左ノ通改正ス

附則第四項ヲ削ル

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

理由

国際情勢ノ緊迫ニ伴ヒ必要ナル兵員ヲ得テ帝国国防ノ万全ヲ期センガ為昭和十四年法律第一号附則第四項ノ適用ヲ受クル者ニ對シ兵役法第四十一条ノ規定ヲ適用スルノ要アルニ依ル

(注記23)

## 昭和十四年法律第一号（兵役法中改

## 正法律）中改正勅令案提出理由説明

国際情勢ノ緊迫ニ伴ヒ軍事上及勞務動員上必要ナル人員ノ充足ニ資スル為目下大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ臨時短縮ニ関シ勅令ノ制定ヲ奏請致シテ居リマスガ此ノ短縮ノ主旨ニ副ハンガ為ニハ学生ノ徴兵検査及入営等ニ関シマシテモ卒業ニ引續キ入営シ得ル如ク特別ノ取計ラヒテ要スルモノト存ジマス即チ在学年限又ハ修業年限ノ短縮ニ依リ本年十二月卒業予定ノ学生ニ付キマシテハ本年十二月中旬迄ニ臨時ニ徴兵検査ヲ行ヒ明年二月頃入営セシメ次学年ノ学生ニ付キマシテハ明年四月末迄ニ徴兵検査ヲ終了シ隨時卒業ニ引續キ入営セシムル如ク致シ度イト考ヘテ居リマス

(注記24)

而シテ右ノ如ク徴集延期中ノ学生ニ対シ其ノ在学中ニ徴兵検査ヲ行ハンカ為ニハ徴兵検査ヲ実施スル年内ニ徴集延期期間ヲ満了スル如ク在学徴集延期期間ヲ短縮致サネバナラヌノデアリマシテ此ノ処置ハ兵役法施行令第一百一条第二項ノ規定即チ「戦時又ハ事変ニ際シ必要アル場合ニ於テハ前項ノ期間ハ陸軍大臣及文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ヲ短縮スルコトヲ得」ト云フ規定ニ依リ陸軍大臣及文部大臣ニ於テ之ヲ為シ得ルノデアリマス然シ乍ラ在学徴集延期ノ期間ヲ短縮シ得ルト云フ兵役法施行令第一百一条第二項ノ規定或ハ「戦時又ハ事変ニ際シ特ニ必要アル場合ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ徴集ヲ延期セザルコトヲ得」ト云フ兵役法第四十一条第四項ノ規定ハ昭和十四年ノ兵役法改正ニ方リ始メテ加ヘラレタモノデアリマシテ旧法ニハ此ノ種ノ規定

(注記25)

ハ全ク存在シナカッタノデアリマス而モ現在ノ第三学年以上ノ学生ハ右改正ノ際ノ経過規定即チ昭和十四年法律第一号附則第四項ノ規定ニ依リ其ノ徴集延期ハ仍従前ノ例ニ依リ取扱ハレテキルノデアリマス從テ現在ノ第三学年以上ノ学生ニ対シ在学中ニ徴兵検査ヲ行ヒ且卒業後隨時入営セシメ得ル様ニ致ス為ニハ之ニ先チ此ノ種学生ニ対スル旧法ノ適用ヲ廃止致サネハナラヌト存ジマス而シテ第一回ノ臨時徴兵検査ヲ前述ノ如ク本年十二月中旬迄ニ行ハネハナラヌモノト致シマスレハ之ニ関スル法律ノ改正ハ即刻之ヲ行ハネバナラヌ次第デアリマス是特ニ憲法第八条ノ規定ニ依ル勅令ヲ仰グ所以デアリマス

大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ臨時

短縮ニ関スル件勅令案説明要旨

最近ノ緊迫シタ国際情勢ニ対処スル為国内各般ノ事項ニ亘リ有事即応ノ態勢ガ急速ニ整備強化セラレツアルノニ対応シテ学校ニ於テモノノ組織・教科等アラユル方面ニ鋭意検討ヲ加ヘ國ノ要請ニ合致シタ学生生徒ノ育成ニ努力シツアルノデアアルガ、今回緊急ノ軍幹部要員ヲ充員シ併セテ本年度勞務動員計画ノ要請ニ応ジテ主トシテ本年度及明年度ニ亘ル臨機ノ措置トシテ、大学及専門学校等ニ付キ明年三月卒業予定ノ者ハ本年十二月ニ、明後年三月卒業予定ノ者ハ明年九月ニ卒業セシメル為ニ大学令、高等学校令、専門学校令等ニ依ツテ定マツテキル各学校ノ在学年限及修業年限ヲ夫々六ヶ月以内短縮シ得ル様ニシタイト考ヘル次第デアアル。

(注記26)

校ノ在学年限及修業年限ヲ夫々六ヶ月以内短縮シ得ル様ニシタイト考ヘル次第デアアル。

即チ此ノ臨時措置ヲ必要トスル理由ノ第一ハ軍事的理由デアリ、第二ハ勞務対策上ノ理由デアル。今日ノ戦争ハ國家総力ノ結集指向ヲ必要トスル國家総力戦デアルコトハ云フ迄モナク、又長期戦ノ様相ヲ呈スル傾向ガアルガ、之ニ対処スル為ニハ武力戦ニ於テ一挙ニ徹底的ニ全力ヲ傾注シテ勝機ヲツカミ成ルベク短期ニ戦争ヲ終結スルコトヲ努メルト共ニ、縦ヒ長期戦トナツテモ十分武力ノ維持培養ヲ図リ得ルコトガ肝要ト考ヘル。將來ニ於ケル情勢ノ推移ハ遽ニ予断ヲ許サナイガ、北ニ南ニ各種ノ事態ノ発生ヲ予想スルコトハ難クナイ。今日我國ノ兵力ハソレ等ノ為ニハ必ズシモ不足デハナイガ、將校ノ數ハ之ヲ急激ニ増加スル必要ガアル。然ルニ軍デハ將校デ第一線ノ部隊ヲ指揮シ得ル程ノ者ハ既ニ殆ドスベテ召集シテ居リ、年々士官学校デ養成スルニ、三千人ノ外ハ大部分幹部候補生ノ増加養成ニ俟ツノ外ハナイ。從テ十七年ノ所要數ヲ充足スル為ニハ本年三月專門学校以上ノ学校ヲ卒業シタ者ヲ第一次幹部候補生要員ト爲ス外ニ、現ニ最高学年ニ在学スル者ハ在学中ニ徴兵検査ヲ修了シテ本年十二月卒業ト同時ニ入營サセタ上第二次幹部候補生要員トシテ採用シ、更ニ明後年三月卒業予定ノ者ハ十七年度第三次要員トシテ採用スルコトガ必要デアツテ、コノ事ハ作戰ノ準備上全ク猶予ノキカナイ且不可欠ノ事項デアル。

(注記27)

次ニ現下ノ緊迫セル時局ニ対処スル勞務動員ハ其ノ規模並ニ程度ニ於テ画期的ノモノデアルカラ、真ニ全国民ノ一致團結セル動員態勢ヲ整備シテ人的資源ノ最高度ノ活用ヲ図ラネバナラナイ。特ニ軍需ノ充足並ニ生産ノ増強ヲ期スルコトハ現下焦眉ノ

(注記28)

急務デアルニモ拘ラズ、近年勞務ノ給源ハ著ルシク逼迫シ各種計画産業ニ於ケル要員ノ充足ハ誠ニ容易ナラヌモノガアル。加之応召者ノ補充モ亦緊急ヲ要スルノデ、学生生徒ノ卒業期ヲ繰上ゲ上級進學者以外ハスベテ国民皆勞ノ一翼トシテ技術、事務及勞務ノ大量需要ヲ一日モ早く充足シ時局ノ要請ニ応ヘネバナラヌ事態ニ立至ツテ居ル。工鉦業關係ノ学校卒業者ニツイテ見レバ、近年ソノ需要激増ノタメ本年度ノ配当ノ如キハ官民ヨリノ申請ニ対シ嚴重ニ大幅ノ査定ヲ加ヘタニモ拘ラズ、大学、專門学校、中等実業学校何レモ卒業者數ハ査定數ノ三、四割ヲ充足シタニ過ギナイノデ、コノ方面ノ卒業期繰上ゲニヨリ一日モ早く卒業者ヲ実務ニ從事セシメ技術ノ運営上支障ナカラシムルコトガ肝要デアル。他方事務並ニ勞務方面ノ従事者ニツイテモ、<sup>(マ)</sup>学校卒業者ノ需要ガ著シク増加シ、コレガ充足モ亦事業經營上一日モ遅延ヲ許サザルモノガアルノデアル。

在学年限又ハ修業年限ノ臨時短縮ニ関スル件文部省令案  
要綱

第一 昭和十六年勅令第 号ニ掲グル学校ニ於ケル昭和十六年度ノ卒業見込者ノ在学年限又ハ修業年限ハ之ヲ左ノ通短縮スルコト

- (一) 大学学部ノ在学年限ニ在リテハ三月
- (二) 専門学校及実業専門学校ノ修業年限ニ在リテハ三月

第二 第一ニ掲グル学校以外ノ学校ニシテ年限ノ短縮ヲ行フモノニ於ケル昭和十六年度ノ卒業見込者ノ修業年限ハ之ヲ左ノ

(注記29)

通短縮スルコト

(一) 高等師範学校及女子高等師範学校ノ修業年限ニ在リテハ三月

(二) 実業学校教員養成所ニ在リテハ三月

(三) 実業学校中国民学校初等科修了程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限五年以上ノ学校、国民学校高等科一年終了程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限四年以上ノ学校、国民学校高等科修了程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限三年以上ノ学校ニ在リテハ夫々三月

(四) 私立学校令ニ依リ設立セラレタル学校中専門学校令第五

条ノ資格ヲ以テ入学資格トスル修業年限三年以上ノ学校並

ニ前号ノ実業学校ニ準ズル学校ニ在リテハ夫々三月

第三 第一並ニ第二ノ(一)及(二)ニ該当スル学校ハ左ノ事項ニ付別

ニ臨時措置ニ関スル学則ヲ定メ文部大臣ノ認可ヲ受クベキコト

一 学年、学期、休業日ニ関スル事項

二 入学資格、学科目、学科課程ニ関スル事項

三 授業料ニ関スル事項

四 卒業ニ関スル事項

第四 第二ノ(三)及(四)ニ該当スル学校ハ第三ニ準ジ地方長官ノ認

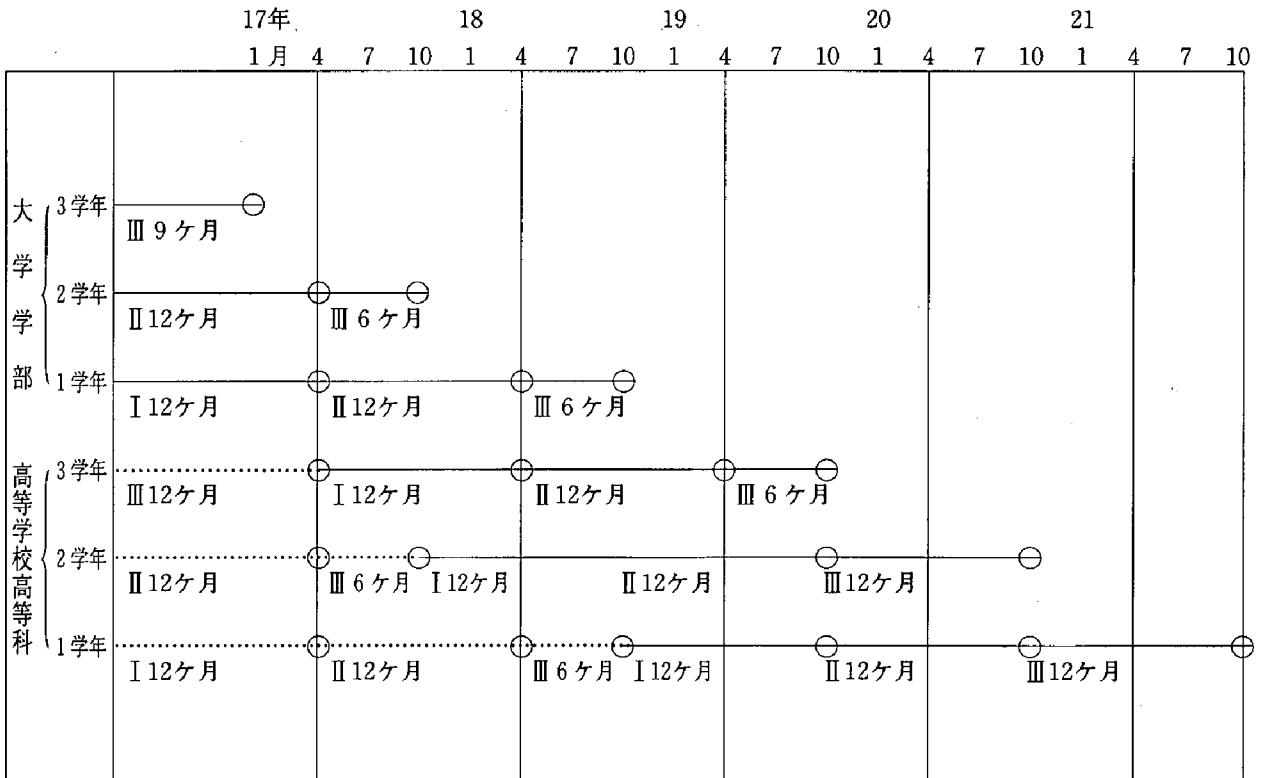
可ヲ受クベキコト

右ニ依ル認可ハ文部大臣ニ之ヲ報告スベキコト

第五 第一及第二ニ掲グル学校並ニ大学予科、高等学校高等科及臨時教員養成所ニ於ケル昭和十七年度ノ卒業見込者ノ在学年限又ハ修業年限ノ短縮ハ夫々六月トスルコト

(注記30)

(注記31)



一一〇

昭和十四年法律第一号（兵役法中改正法律） 中改勅令案

説明要旨

大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ臨時短縮ニ関スル勅令ノ主旨ニ副ハンガ為ニハ学生ノ徴兵検査及入営等ニ関シテモ卒業ニ引続キ入営シ得ル如ク特別ノ取計ヲヒヨ必要トスル即チ本年十二月卒業予定ノ学生ニ付テハ早速徴集手續ヲ開始シ明年二月頃入営セシメ次学年ノ学生ニ付テハ明年一月徴集手續ヲ開始シ卒業ニ引続キ入営セシムルノ要ガアル

(注記32)

而シテ右ノ如ク徴集延期中ノ学生ニ対シ其ノ在学中ニ徴集手續ヲ行ヒ卒業ニ引続キ入営セシムル為ニハ在学徴集延期間間ヲ短縮シ在学中ニ其ノ期間ガ満了スル如クスルコトヲ要スル此ノ処置ハ兵役法施行令第一百一条第二項ノ規定ニ依リ陸軍大臣及文部大臣ニ於テ之ヲ為シ得ルノデアアル

然シ乍ラ右兵役法施行令第一百一条第二項ノ規定ハ昭和十四年ノ兵役法改正ニ方リ始メテ加ヘラレタモノデアツテ旧法ニハ此ノ種ノ規定ハ全ク存在シナカツタ然ルニ現在ノ第三学年以上ノ学生ニ付テハ右改正ノ際ノ経過規定即チ昭和十四年法律第一号附則第四項ノ規定ニ依リ其ノ徴集延期ハ仍従前ノ例ニ依ルトセラレテ居ルノデ現在ノ第三学年以上ノ学生ニ対シ在学中ニ徴集手續ヲ行ヒ且卒業ニ引続キ入営セシメ得ル様ニスル為ニハ此ノ種学生ニ対スル右ノ附則第四項ノ適用ヲ廃止セネバナラヌ而シテ臨時徴集手續ハ前述ノ如ク早速開始セネバナラヌノデ之ニ関スル法律ノ改正ハ即刻之ヲ行ハネバナラヌ是憲法第八條ノ規定ニ

依ル勅令ヲ仰グ所以デアアル

〔抹消〕  
〔未定稿〕

在学徴集延期間ノ短縮ニ関スル件 陸軍文部省令案要綱

- (1) 左ニ掲グル学校ニ在学スル者ニ付テハ兵役法第四十一条第一項ノ規定ニ依リ徴集ヲ延期シ得ベキ期間ハ当分ノ内左ノ区分ニ依ルコト

(注記33)

学校ノ区分	徴集ヲ延期シ得ベキ期間	
	一月二日ヨリ四月一日迄ノ間ニ出生シタル者	四月二日ヨリ一月一日迄ノ間ニ出生シタル者
師範学校 高等学校高等科 大学令ニ依ル大学予科 臨時教員養成所 青年学校教員養成所	年齢二十一年迄	年齢二十二年迄
実業学校教員養成所 高等学校専攻科 修業年限三年又ハ四年ノ専門学校	年齢二十二年迄	年齢二十三年迄
学校ノ区分 修業年限五年以上ノ専門学校 高等師範学校 大学令ニ依ル大学学部 (医学部ヲ除ク)	年齢二十三年迄	年齢二十四年迄

大学令ニ依ル大学医学部	年齢二十四年迄	年齢二十五年迄
-------------	---------	---------

(2) 右ノ期間内ニ在ル者ト雖モ同一学校ニ在学スル期間ガ当該学校ノ修業年限(今回ノ措置ニ依リ短縮セラレタルモノニ在リテハ当該修業年限以下之ニ同ジ)ヨリ八月ヲ控除シタル期間(専門学校及高等師範学校ニ在学スル者ニシテ大学令ニ依ル大学学部ニ入学スベキモノ並ニ師範学校、青年学校教員養成所、高等学校高等科及大学令ニ依ル大学予科ニ在学スル者ニ在リテハ修業年限)ヲ超ユルニ至リタル者ニ付テハ其ノ徵集ヲ延期シ得ベキ期間ハ当該期間ノ終迄トスルコト

(3) 徵集ヲ延期スル学校ヨリ他ノ徵集ヲ延期スル学校ニ転校(一ノ学校ヲ卒業シ他ノ学校ニ入学スル場合ヲ除ク)シタル者ニ対スル右(2)ノ適用ニ付テハ前ノ徵集ヲ延期スル学校ニ在学シタル期間ヲ後ノ学校ノ在学期間ニ通算スルコト但シ今回ノ措置前ニ於ケル転校ニ付テハ此ノ方法ヲ執ラザルコト

(4) 疾病其ノ他已ムヲ得ザル事由ニ因リ滞学シタル者(滞学スベキ見込ノ者ヲ含ム)ニ付テハ前掲(2)ニ依ラズ本人ノ願ニ依リ前掲(1)ニ規定スル期限迄ノ範囲内ニ於テ徵集ヲ延期スルコトヲ得ルコト

臨時徵兵検査手続等概見表		陸軍省
最上級学年在学者	次学年在学者	
昭和十六年 十月	徵集延期期間満了届ノ差出	

(注記35)

〃	十一月	臨時徵兵検査受検ノ通達	
〃	十二月	臨時徵兵検査ノ実施	
〃	昭和十七年 一月	徵兵終決処分及入営通達	徵集延期期間満了届ノ差出
〃	二月	入 営	臨時徵兵検査受検ノ通達
〃	三月		臨時徵兵検査ノ実施
〃	四月		徵兵終決処分及入営通達

大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ臨時短縮ニ関スル件勅令案關係条文

大学令(抄) (大正七年十二月六日 勅令第三百八十八号)

第十条 学部二三年以上在学シ一定ノ試験ヲ受ケ之ニ合格シタル者ハ学士ト称スルコトヲ得

前項ノ在学年限ハ医学ヲ修ムル者ニ在リテハ四年以上トス

第十一条 研究科ニ入ルコトヲ得ル者ハ医学ヲ修ムル者ニ在リテハ四年以上其ノ他ノ者ニ在リテハ三年以上当該学部ニ在学シ其ノ他相当ノ学力ヲ具ヘタル者ニシテ当該学部ニ於テ適當ト認メタルモノトス

第十三条 大学予科ノ修業年限ハ三年又ハ二年トス

修業年限三年ノ大学予科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ中学校第四学年ヲ修了シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ学力アリト認メラレタル者トス

修業年限二年ノ大学予科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ中学校ヲ卒業シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ

(注記36)

学力アリト認めラレタル者トス

第十六条 大学及大学予科ノ学則ハ法令ノ範圍内ニ於テ当該大  
学之ヲ定メ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

高等学校令 (抄)

(大正七年十二月六日  
勅令第百八十九号)

第七条 高等学校ノ修業年限ハ七年トシ高等科三年尋常科四年  
トス

高等学校ハ高等科ノミヲ置クコトヲ得

専門学校令 (抄)

(明治三十六年三月二十七日  
勅令第百六十一号)

第六条 専門学校ノ修業年限ハ三箇年以上トス

第八条 官立専門学校ノ修業年限、学科、科目及其ノ程度並  
予科、研究科及別科ニ関スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

公立又ハ私立ノ専門学校ノ修業年限、学科、科目及其ノ程度  
並予科、研究科及別科ニ関スル規程ハ公立学校ニ在リテハ管理  
者、私立学校ニ在リテハ設立者文部大臣ノ認可ヲ経テ之ヲ定ム

実業学校令 (抄)

(明治三十二年二月七日  
勅令第百二十九号)

第二条ノ二 実業学校ニシテ高等ノ教育ヲ為スモノヲ実業専門

学校トス

実業専門学校ニ関シテハ専門学校令ノ定ムル所ニ依ル

朝鮮教育令 (抄)

(昭和十三年三月四日  
勅令第百三十三号)

第三条 実業教育ハ実業学校令ニ依ル但シ実業補習教育ニ関シ

テハ朝鮮総督ノ定ムル所ニ依ル

実業学校令中文部大臣ノ職務ハ朝鮮総督之ヲ行フ

実業学校ノ設立及教科書ニ関シテハ朝鮮総督ノ定ムル所ニ依  
ル

第四条 専門教育ハ専門学校令ニ、大学教育及其ノ予備教育ハ  
大学令ニ依ル但シ此等ノ勅令中文部大臣ノ職務ハ朝鮮総督之  
ヲ行フ

専門学校ノ設立及大学予科ノ教員ノ資格ニ関シテハ朝鮮総督  
ノ定ムル所ニ依ル

台湾教育令 (抄)

(大正十一年二月六日  
勅令第百二十号)

第八条 高等普通教育ハ中学校令、高等女学校令及高等学校令  
ニ依ル

第九条 実業教育ハ実業学校令ニ依ル但シ実業補習教育ニ関シ  
テハ台湾総督ノ定ムル所ニ依ル

第十条 専門教育ハ専門学校令ニ、大学教育及其ノ予備教育ハ  
大学令ニ依ル

昭和十四年法律第一号兵役法中改正法律中改正ノ件勅令

案関係条文

兵役法 (抄)

(昭和二年四月一日  
法律第四十七号)

第四十一条 徴兵検査ヲ受クベキ者ニシテ勅令ノ定ムル学校ニ  
在学スル者ニ対シテハ勅令ノ定ムル所ニ依リ年齢二十六歳迄  
ヲ限トシ其ノ徴集ヲ延期ス

前項ノ規定ニ依リ徴集ヲ延期セラレタル者ニ対シテハ在学ノ事由止ム年又ハ其ノ翌年ニ於テ徴兵検査ヲ行フ但シ一ノ学校卒業ノ日ヨリ六月以内ニ他ノ学校ニ入学スル者ニ付テハ徴集延期ノ事由尚継続スルモノト看作ス

第一項ノ規定ニ依リ徴集ヲ延期サラレタル期間満了ノ年ニ至ルモ在学ノ事由尚止マザル者ニ対シテハ其ノ年徴兵検査ヲ行フ

戦時又ハ事変ニ際シ特ニ必要アル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ徴集ヲ延期セザルコトヲ得

(旧) 第四十條 中学校又ハ中学校ノ学科程度ト同等以上ト

認ムル学校ニ在学スル者ニ対シテハ本人ノ願ニ依リ学校ノ修業年限ニ応ジ年齢二十七年ニ至ル迄徴集ヲ延期ス

(注記37) 前項ノ規定スル認定及年齢ノ区分ニ関シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第一項ノ規定ニ依リ徴集ヲ延期セラレタル者ハ在学ノ事由止ム年又ハ其ノ翌年ニ於テ徴兵検査ヲ行フ但シ一ノ学校卒業ノ日ヨリ六月以内ニ他ノ学校ニ入学スル者ニ付テハ徴集延期ノ事由尚継続スルモノト看作ス  
第二項ノ年齢ノ区分ニ基ク最高年齢ニ達スルモ在学ノ事由尚止マザル者ハ最高年齢ニ達シタル年又ハ其ノ翌年ニ於テ徴集検査ヲ行フ

昭和十四年法律第一号附則

第一項 本法ハ昭和十四年三月三十一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第

十條、第十二條、第十五條、第十七條、第十八條、第三十八條、第四十一條、第四十五條及第六十七條ノ改正規定並ニ第五十三條ノ改正規定中第十七條、第四十一條及第六十七條ニ關スル部分ハ昭和十四年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二項及第三項省略

第四項 昭和十四年十二月一日ニ於テ現ニ中学校又ハ従前ノ第

四十一條ノ規定ニ依リ中学校ノ学科程度ト同等以上ト認メタル学校ニ在学スル者ニ対スル徴集ノ延期ハ其ノ者ガ現ニ在学スル学校ニ引續キ在学スル間ハ第四十一條ノ改正規定ニ拘ラズ仍従前ノ例ニ依ル

兵役法施行令(抄)

(昭和二年十一月三十日勅令第三百三十号)

第一百條 左ニ掲グル学校ニ在学スル者ニ対シテハ本人ノ願ニ基キ兵役法第四十一條第一項ノ規定ニ依リ徴集ヲ延期ス

一 中学校、師範学校、実業学校(国民学校初等科修了ヲ入学程度トスル修業年限五年又ハ之ト同等以上ノモノニ限ル)、高等学校、大学令ニ依ル大学予科、専門学校、高等師範学校、大学令ニ依ル大学学部、臨時教員養成所、実業学校教員養成所及青年学校教員養成所但シ研究科、選科等ノ別科ヲ除ク

二 宮内大臣、文部大臣以外ノ各省大臣、朝鮮總督、台湾總督、滿洲国駐劄特命全權大使又ハ樺太厅长官ノ所轄学校ニシテ前号ニ掲グル学校ニ準ズルモノ但シ研究科、選科等ノ



別科ヲ除ク

三 前二号ニ掲グル以外ノ学校又ハ前二号ニ掲グル学校ノ別科ニシテ陸軍大臣及文部大臣ニ於テ認定ヲ為シタルモノ

(旧) 第一百条 左ニ掲グルモノハ兵役法第四十一条第一項ノ規定ニ依ル中学校ノ学科程度ト同等以上ト認ムル学校トス

一 師範学校、実業学校（尋常小学校卒業ヲ入学程度トスル修業年限五年又ハ之ト同等以上ノモノニ限ル）、高等学校、大学令ニ依ル大学予科、専門学校、高等師範学校、大学令ニ依ル大学学部、臨時教員養成所、実業学校教員養成所及青年学校教員養成所但シ研究科、選科等ノ別科ヲ除ク

二 宮内大臣、文部大臣以外ノ各省大臣、朝鮮総督、台湾総督、満洲国駐劄特命全權大使又ハ樺太庁長官ノ所轄学校ニシテ前号ニ掲グル学校ニ準ズルモノ但シ研究科、選科等ノ別科ヲ除ク

三 前二号ニ掲グル以外ノ学校又ハ前二号ニ掲グル学校ノ別科ニシテ陸軍大臣及文部大臣ニ於テ認定ヲ為シタルモノ

第一百一条 前条第一号ニ掲グル学校ニ在学スル者ニ付徴集ヲ延期シ得ベキ期間ハ左ノ区分ニ依ルモノトス

学校ノ区分	徴集ヲ延期シ得ベキ期間	
	一月二日ヨリ四月一日迄ノ間ニ出生シタル者	四月二日ヨリ一月一日迄ノ間ニ出生シタル者
中学校 高等学校尋常科 実業学校		年齢二十一年迄
師範学校 高等学校高等科 大学令ニ依ル大学予科 臨時教員養成所 青年学校教員養成所 実業学校教員養成所 高等学校専攻科 高等師範学校 修業年限三年又ハ四年ノ専門学校 高等師範学校(専攻科ヲ除ク)	年齢二十三年迄	年齢二十四年迄
修業年限五年以上ノ専門学校 高等師範学校専攻科 大学令ニ依ル大学部(医学部ヲ除ク)	年齢二十四年迄	年齢二十五年迄
大学令ニ依ル大学医学部	年齢二十五年迄	年齢二十六年迄

戦時又ハ事変ニ際シ必要アル場合ニ於テハ前項ノ期間ハ陸軍大臣及文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ヲ短縮スルコトヲ得

前条第二号又ハ第三号ニ掲グル学校ニ在学スル者ニ付徴集ヲ延期シ得ベキ期間ハ其ノ入学資格及修業年限ニ応ジ第一項ニ掲グル学校ニ在学スル者ノ例ニ準ジ陸軍大臣之ヲ定ム

(旧) 第一百一条 兵役法第四十一条第一項ノ規定ニ依リ学校ニ在学スル者ニ付徴集ヲ延期シ得ベキ最高年齢左ノ如シ

学校ノ区分	最高年齢
中学校 高等学校尋常科 前条第一号ニ掲グル実業学校	年齢二十二年
師範学校 高等学校高等科及専攻科 大学令ニ依ル大学予科 修業年限三年又ハ四年ノ専門学校 高等師範学校(専攻科ヲ除ク) 前条第一号ニ掲グル教員養成所	年齢二十五年
修業年限五年以上ノ専門学校 高等師範学校専攻科 大学令ニ依ル大学学部	年齢二十七年

前条第二号又ハ第三号ニ該当スル学校ニ在学スル者ニ  
付徴集ヲ延期シ得ベキ最高年齢ハ其ノ入学資格及修業  
年限ニ応ジ前項ノ規定ニ準ジ陸軍大臣之ヲ定ム

質疑応答事項目次

第一

一般的事項

一 今回ノ年限短縮ニ付教育審議会ニ諮問セザリシハ不当  
ナラズヤ

二 年限短縮ハ凡ソ何年間実施スル見込ナリヤ

三 外国ニ於テ戦時対策トシテ年限短縮ヲ行ヒタル事例ア  
リヤ、事例アラバ其ノ内容如何

四 学校ニ内牒シ置キ乍ラ御諮詢奏請ノ遅レタルハ如何

五 年限短縮ニ付關係学校ニ既ニ内牒シタルハ不都合ナラ

頁

1. <sup>加筆</sup>

2.

3.

4.

ズヤ

六 今回ノ年限短縮ノ理由解消シタルトキハ直ニ年限ヲ旧  
ニ復スルヤ旧ニ復スル場合ノ教育上ノ具体的方法如何  
七 年限短縮ニ依リ卒業者ノ学力ハ低下セザルモノナリヤ  
八 年限短縮ニ依リ学力ヲ低下セズトセバ今回ノ年限短縮  
ヲ臨時的措置トセズ恒久的ニ学制ヲ改革シテ年限ヲ短  
縮スベキニ非ズヤ

九 学制改革ニ関スル教育審議会ノ答申ハ全部出揃ヒ居ル  
ヲ以テ此ノ際学制改革ヲ断行スル意思ナキヤ

一〇 教育審議会ノ答申ニ基キ政府ハ学制改革ヲ断行スル趣  
ナルガ新学制ニ於ケル在学年限又ハ修業年限ニ付テハ  
如何ニ考ヘ居ルヤ

一一 来年度モ亦卒業繰上ヲ行フベキ労務対策上ノ理由如何  
一二 兵役法第四十一条ノ規定ノ運用ニ依リ徴集延期期間ヲ  
短縮スレバ軍ノ所要人員ヲ充足スルニ付テハ支障ナカ  
ルベシ、強イテ学校ノ年限ヲ短縮スルハ如何

第二 勅令案自体ニ関スル事項

一 大正九年度ニ於テ大学及高等学校ノ学年ノ始期変更ニ  
伴フ年限短縮アリタル際ハ勅令上ノ措置ヲ講ゼザリシ  
理由如何

二 大学予科及高等学校ノ年限ヲ短縮スルモ大学ノ卒業期  
繰上ノ結果ヲ生ズルハ二三年後ノコトニ属スルヲ以テ  
現在ノ情勢ヨリ考ヘルトキハ此等ノ年限短縮ハ行き過  
ギニ非ザルヤ

5.

6.

7.

8.

9.

10.

11.

13.

14.

15.

三	大学予科及高等学校ノ修業年限ハ本年度ハ短縮セズシテ来年度ニ於テ一挙六月短縮スルハ如何	16
四	中等実業学校ノ卒業ヲモ繰上グル理由如何	17
五	本件勅令案ニ掲グル学校以外ノ学校ニシテ年限ノ短縮ヲ行フモノニ付テハ法令上如何ニ措置スルヤ	19.
六	本件勅令案第二条ハ不必要ノ規定ナラズヤ	22.
七	本件勅令案ニ依レバ文部大臣、朝鮮総督、台湾総督ガ各別ニ年限ヲ短縮シ得ルモノナルガ短縮年限ハ内外地ヲ通ジテ同一種類ノ学校ニ付テハ常ニ同一トスルモノナリヤ	23
八	旅順工科大学、東亜同文書院等ノ年限短縮ニ付テハ勅令上ノ措置ヲ要スルガ何故本件勅令ニ於テ一括処理セザルヤ	24
第三	兵役及勞務動員トノ関連事項	
一	学生生徒ノ勤勞作業ヲ勸奨セラレル趣ナルモ其ノ從事セシムル仕事ノ種類及参加人員数如何	25.
二	学生生徒ノ勤勞奉仕ハ人的資源ノ不足ニ伴ヒ特ニ要望サルトキ学生生徒ニハ更ニ教育的効果ヲモ考慮シテ積極的ニ從事セシメツアル趣ナルモコノ勤勞奉仕ト国民勤勞報國隊令トノ關係如何	26
三	卒業者ノ殆ンド全部ガ入営スルトセバ年限短縮ハ勞務動員上關係ナカルベク専ラ軍事上ノ理由ニ依ルモノト解シテ可ナリヤ	27
四	軍事上ノ要員ガ急激ニ膨張シ六月ノ年限短縮ニ依ツテ	

ハ	賄ヒ得ザルニ至リタルトキハ如何ニ措置スルヤ	28
五	専門学校、実業専門学校等ノ卒業者ニシテ大学ニ進スル者ニ付テハ兵役上如何ナル措置ヲ講ズルヤ	29.
六	推薦書交付ガ徴兵猶予トイフ大問題ニ關聯アル以上ソノ取扱ハ慎重ヲ期スル要アリト信ズルモ之ニ対スル措置如何	30
第四	年限短縮ノ学校種別等ニ關スル事項	
一	教員養成機關ノ年限ハ短縮セザル方適當ナラザヤ殊ニ女子高等師範学校ノ繰上卒業ハ如何ナル理由ニ基クヤ亦繰上卒業セシムルモ配当上支障ヲ来サザルヤ	31
二	高等師範学校及女子高等師範学校ノ年限ヲ短縮スルニ師範学校ノ年限ヲ短縮セザル理由如何	32.
三	臨時教員養成所及実業学校教員養成所ノ年限ヲ短縮スルニ青年学校教員養成所ノ年限ヲ短縮セザル理由如何	33.
四	女子ノ専門学校ノ年限ハ短縮スルヤ、然リトセバ其ノ理由如何	34.
五	中学校、女学校ノ卒業繰上ゲヲ行ハザル理由如何	35
六	高等女学校ノ高等科又ハ専攻科ノ卒業繰上ヲ行ハザル理由如何	36
第五	年限短縮後ノ影響及之ガ措置等ニ關スル事項	
一	年限短縮ニ伴ヒ改正ヲ要スル法令ナキヤ	27.三
二	適當ナル準備期間モ置カズシテ急ニ年限短縮ヲ行フハ学校当局及学生生徒ハ充分之ニ対処シ得ルモノナリヤ	38
三	年限ヲ短縮スルモ、休暇短縮、一日ノ授業時数ノ増加	

等ノ方法ニ依リ従来通りノ課程ヲ授クルモノナリヤ、  
教育上ノ措置ヲ具体的ニ説明スベシ

49. 四年限ヲ短縮スルモ学力ヲ低下セザラントセバ学生生徒  
ノ負担ハ相当ニ過重トナルベシ、学校報国隊等ニ於ケ  
ル団体作業ニ付テハ充分ニ考慮スベキニ非ズヤ

47. 五本年十二月専門学校、実業専門学校ヲ卒業シ大学ニ進  
入スル者ハ三ヶ月遊ブコトト為ルガ適當ナル方策ヲ講  
ズベキニ非ズヤ

45. 六高等学校ノ年限ヲ短縮シテ直ニ大学ニ進入セシムルト  
キハ經過ノ二或ル学年ガ重複シテ大学ノ収容力及管理  
上支障ヲ来スガ如キコトナキヤ

44. 七専門学校、実業専門学校等ノ卒業者ノ大学進学ヲ当該  
学校長ノ推薦スル者ニ付テノミ之ヲ認ムルハ不当ナラ  
ズヤ、且斯様ナコトハ学校令上可能ナリヤ

43. 八徴兵検査ニ合格シタル高等師範学校等ノ卒業生ヲ中等  
学校ニ配当スルヤ

42. 九来年十月以降翌々年三月迄ハ高等専門学校ニ於テハ三  
年生ガ在学セザルコトトナルモ之ガ財政上ニ及ボス影  
響並ニ学校ニ於ケル設備及教授上ノ処置如何

41. 一〇卒業即入営ト為ス方針ナルガ卒業生ノ就職ハ入営前ニ  
決定セシムルヤ除隊後ニ決定セシムルヤ  
40. 一一年限短縮ニ伴ヒ高等試験ノ日割ヲ変更スルノ要ナキヤ

問 今回ノ年限短縮ニ付キ教育審議会ニ諮問セザリシハ不当ナ

ラズヤ

答 教育審議会ハ政府ノ諮問第一号ニ基キ教育ノ内容及制度ノ  
基本的ナ刷新改善案ヲ審査中デ未ダソノ答申モ全部出揃ツテ  
居ナイ所デアリマスカラ、従来臨時的ナ処置ニ付一々諮問ヲ  
シテオリマセン。

從テ今回モ特ニ諮問スルトイフコトハ致サナカツタノデアリ  
マス。

(注記38)  
併シ乍ラ教育審議会ノ特別委員会整理委員会等ハ頻繁ニ開会  
サレテ居リ、ソノ席上ニ於テ政府ノ教育上ノ各種ノ措置ニ付  
質疑ガアリ次第当局ニ於テモ出来ル限りソノ内容等ニ付説明  
シ又ソノ意見モ出来ルダケ尊重シテ参ツテキル次第デアリマ  
ス。

問 年限短縮ハ凡ソ何年間実施スル見込ナリヤ

答 只今ノ所大体本年度及明年度ヲ目途トシテ居ルノデアリマ  
スガコノ俣ノ情勢ガ継続スレバ明後年度以降ニ於テモ継続実  
施シナケレバナラヌカモ知レマセヌ。而シテ情勢ノ推移如何  
ニ依ツテハ更ニモツト強度ノ短縮ヲ行フ必要ガ生ズル場合ガ  
アルカモ知レマセヌ。

(注記39)  
何レニ致シマシテモ問題ハ内外ノ情勢如何ニ係ルノデアリマ  
スガ、只今ノ見透シトシテハ(主トシテ)明年度迄ノ所(シカ)  
(加筆)考ヘテ居リマ(採消)ス。

問 外国ニ於テ戦時対策トシテ年限短縮ヲ行ヒタル事例アリ

ヤ、事例アラバ其ノ内容如何

答 外国事情ハ資料入手困難等ノ關係デ判然トハ分ツテ居リマセヌガ、独逸ニ於テ今次大戦直後大学ニ関シ短縮ヲ実施シタ例ガアリマス。其ノ概要ハ左ノ如キモノデアリマス。

独逸ノ大学ニ於ケル年限ノ短縮

(注記40)

独逸ニ於テハ戦争遂行ノ目的ノ為ニ、一九三九年九月一日付ノ規定(規定ノ内容不明)ニ依リ臨時措置トシテ、大学ノ修業年限ヲ一ケ年短縮スルコト、ス。

短縮ノ方法ニ就キテハ、従来大学ハ三年六期制デ、一ケ年ニ二期制ナリシモ、今回ノ臨時措置ニ依リ一ケ年ニ三期宛学修セシメルコト、シ、二ケ年六期制ヲ採用ス。而シテ經過的ニハ独逸ノ大学卒業期ガ年二回(三月、九月)ナルニ鑑ミ、二ケ月、四ケ月、六ケ月、八ケ月、十ケ月、一年ト逐次短縮卒業セシメ一九四一年九月ニ完了セシムルモノナリ。従テ一九三九年十月ニ入学セル者ヨリ丁度一ケ年修業年限ヲ短縮スルコト、ナル。

尚本臨時措置ニ伴ヒ従来ノ休暇ヲ約十週間短縮シ、教授時間ノ不足ヲ補フコトヲ規定セリ。

(Internationale Zeitschrift für Erziehung 1940, Heft 5)

問 学校ニ内牒シテ置キ乍ラ御諮詢奏請ノ遅レタノハ如何ナル理由デスカ

答 本件ハ教育上異例ノ重要措置デアリマシテ且其ノ施行ハ其ノ影響スル所極メテ広汎多岐ニ亘リマスノデ一日モ早ク御諮詢

詢ヲ奏請セント努力致シタノデスガ關係官庁間ニ於テ各種ノ問題ニ付マシテ慎重研究討議ヲ重ネ万全ヲ期シタ為ニ内牒後稍御諮詢ガ遅レタ次第デアリマス

(注記41)

問 年限短縮ニ付テ關係学校ニ既ニ内牒シタノハ不都合デハナイデスカ

答 御質問ノ通り本件ハ教育上極メテ重要ナ事項デアリマスカラ御諮詢ヲ經テ正式決定後政府部外ノ者ニ準備サセルノガ至当ト存ジマスケレドモ軍要員及ビ勞務動員等ノ計画及ビ将来ノ見透シ等ハ国際情勢ト密接不離ノ關係ニ在リマスノデ最後迄慎重ナル協議ヲ重ネ討議ヲ尽シタ上之ヲ行フコトト致シタ為ニ其ノ準備中九月ノ新学期ヲ迎フルニ至リ關係学校令ノ改正、年限短縮ニ伴フ教育上ノ諸措置、兵役法令ノ改正等ヲ待ツテハ著シク時機ヲ失シ本年十二月ニ卒業サセマスニハ学校ニ於ケル準備ノ余裕ガ全クナクナル虞ガアリマシタノデ取り敢ヘズ火急ノ措置トシテ本年十二月卒業サセルコトニナル見込ノ旨ヲ通知シ学校教育ノ万全ヲ期セシメタ次第デアリマス

(注記42)

問 今回ノ年限短縮ノ理由解消シタルトキハ直ニ年限ヲ旧ニ復スルヤ旧ニ復スル場合ノ教育上ノ具体的方法如何

答 原則トシテ旧ニ復スル考デアリマス。尤モソノ取扱ハ事实上過去ニ遡ラセルコトハ困難デアリマセウカラ、例ヘバ高等学校テ既ニ年限短縮シテ大学ニ入学シ現ニ在学中ノ者ニ対シテハ大学ヲ三年又ハ四年ヤラセルトイフコトデアリキタイ、即

(注記43)

高等学校ノ課程ヲ更ニヤルトイフコトハシナイ積リデアリマス。ツマリ現在短縮ガ進行中ノ者及将来入学生者ニ対シテ正規ノ年限デ行キタイト考ヘテ居リマス。〔併シ、場合ニ依リマシテハ、学制改革ノ進行ト關聯シテ、全然旧ニ復スルトイフノデナク、ソノ新学制ニ基ク年限ニ振りカヘテ行クトイフコトモ予想サレマスガ、之ハマダ何ニモ定ツタモノハナイノデアリマスカラ、原則トシテ一応現制ニ復スル考ヘデアリマス。〕

問 年限短縮ニ依リ卒業者ノ学力ハ〔低〕〔低〕〔低〕下〔ス〕〔七サ〕ルモノナリヤ

(注記44)

答 出来ルダケ卒業者ノ学力〔低〕〔低〕下ヲ来サシメナイヤウ努力カスル積リデアリマスガ、幾分ノ〔低〕〔低〕下ハ止ムヲ得ナイモノト考ヘマス。シカシ専門学科ニ付テノ学力〔低〕〔低〕下ハ出来ルダケ避ケタイ、ツマリ基礎的学科ニ於テ多少ノ〔低〕〔低〕下ハ止ムヲ得ナイト考ヘテ居ルノデアリマス。

問 年限短縮ニ依リ学力ヲ低下セズトセバ今回ノ年限短縮ヲ臨時的措施トセズ恒久的ニ学制ヲ改革シテ年限ヲ短縮スベキニ非ズヤ

(注記45)

答 今回ノ年限短縮ニ依リ学力ノ低下ヲ来スコトハ出来限リ避ケタイト考ヘテ居リマスガ、相当ノ無理ヲシテ尚且ツ絶対ニ学力抵下ヲ来サズトハ言ヒ難ヒ事情ニアリマス。従ツテ今回ノ措置ハ全ク臨時的ノモノデアツテ之ヲソノマ、恒久的ノ制

度トナスコトハ事実上困難デモアルシ考ヘテ居リマス。

問 学制改革ニ関スル教育審議会ノ答申ハ全部出揃ヒ居ルヲ以テ此ノ際学制改革ヲ断行スル意思ナキヤ

(注記46)

答 政府ハカネテヨリ学制改革ヲ行フ方針デ、教育審議会ヲ設置シ之ニ諮問シテ適當ナル具体案ノ答申ヲ俟ツコトト致シタノデアリマスガ、既ニソノ答申ノ一部即チ青年学校義務制案、国民学校案等ニ付テハ之ヲ実施ニ移シ只今師範学校案ヲ実施スベク準備中デアリマス。中学校〔以下〕〔其ノ他〕ノ諸案モ更ニ実施案ヲ研究準備シテ漸ヲ追ウテ實現シテ参リタイト考ヘテ居リマス。

問 教育審議会ノ答申ニ基キ政府ハ学制改革ヲ断行スル趣ナルガ新学制ニ於ケル在学年限又ハ修業年限ニ付テハ如何ニ考ヘ居ルヤ

答 学制改革ニ付テハ教育審議会ノ答申ニ基キ国民学校ヨリ漸次上級学校ニ及ボサントシテ居ル状況デアリマスガ、在学年限又ハ修業年限ニ関シマシテモ夫々ノ学校ニ応ジ一応ノ答申ハ得テキル次第デアリマス。

(注記47)

併シ乍ラ学制改革ヲ実行シテ行ク場合ニハ、単ニ教育上ノ要求ノミナラズ国家全体ノ要求ヲ十分ニ睨ミ合セテ行カナケレバナラヌノデアリマシテ、現在ノ國際情勢ト我国ノ現状トニ顧ミ、将来ノ学制改革上是非トモ考慮シナケレバナラヌ問題ハ兵役ト勞務ノ關係デアリマス。之等ノ点ニ付テハ篤ト研究

シタ上テナイト今直チニ結論ヲ得ルコトハ困難デアルト考ヘテ居リマス。

併シ学制改革モ急ヲ要スル問題デアリマスカラ折角研究中デアリマス。

問 来年度モ亦卒業繰上ヲ行フベキ勞務対策上ノ理由如何

答 現下ノ緊迫セル時局ノ進展ニツイテハ今俄カニ将来ノ予斷ヲ許サザルモノアリト雖モ、國際情勢ノ現況ニ鑑ミルトキニハ、ソノ動向誠ニ容易ナラザルモノノ如ク、從テカカル危局ニ対処スルタメニハ、勞務動員ノ側ニ於テモ来年度ハ人的資源ヲ最高度ニ活用シ國民皆勤勞ニヨル動員態勢ノ整備ヲヨリ一層工夫セネバナリマセヌ。<sup>(Part)</sup> 然ルニ近時漸ク涸渴セル勞務ノ給源ハ来年ニ至リテ俄カニ改善サレルトモ思ハレズ、否軍需、生拵、運輸交通等各種時局産業ニ於ケル要員ノ大量需要並ニ徴召集者ノ補充等ノタメニ寧ロヨリ一層ノ逼迫状態ニ陥ルコト明ラカデアリマス

(注記48)

勞務動員計画ハ、年度別ニ計画スル關係上来年度ニツキテハ具体的ニ勞務ノ需給ヲ示スコト出来ザルハ誠ニ遺憾ナルモ目下進行中ノ昭和十六年度工鉦業關係学校卒業者ノ配当計画ニヨレバ同年度ノ配当モ亦官民ノ申請ニ対シテ漸ク十五、六%ヲ充足シ得ルニ過ギザルモノノ如クコレニヨリテモ勞務不足ノ一班ヲ窺ヒ知ルコトが出来マスコノ故ニ大学専門学校及ビ中等実業学校ノ卒業期ヲ来年度モ亦繰上ゲ、技術、事務及ビ勞務ノ大量需要ヲ一日モ早く充足スルコトハ緊迫セル国家的

要請ニ正ニ応ヘル所以ト信ジマス

工鉦業關係学校卒業者配当關係(昭一六、一〇、二)

昭和十五年度

(注記49)

	申請数	配当数 (進学者ヲ除ク)	申請数ニ対スル配当割合
大学	一一、七七八	一、四二七	一一・一%
専門	二九、〇八九	三、四七八	一一・九%
実業	六五、六四四	八、二〇五	一二・四%
計	一〇六、五一一	一三、一一〇	一二・三%
昭和十六年度(予定)			
大学	一三、三三四	一、七二六	一二・九%
専門	三一、八八八	六、一七〇	一九・三%
実業	七二、五四三	一〇、五六〇	一四・四%
計	一一七、七六五	一八、三五六	一五・六%

問 兵役法第四十一条ノ規定ノ運用ニ依リ徴集延期期間ヲ短縮

スレバ軍ノ所要人員ヲ充足スルニ付テハ支障ナカルベシ、強イテ学校ノ年限ヲ短縮スルハ如何

答 徴集延期期間ヲ短縮シ学校ノ年限ヲ其ノ俛ニシテ置キマスト相当多数ノ学生生徒ガ学業ノ中途ニ徴集セラレ國民教育上多大ノ支障ヲ来スコトト為リマス今回ノ年限短縮ハ軍事上ノ要求ト教育上ノ要求トノ調和ヲ図ツタ措置デアリマシテ、教育上ノ見地ヨリ些シタル障害ノナイ程度ニ年限ヲ短縮シテ其ノ期間内ニ極力従来通りノ教育ヲ施シ成ルベク学校ヲ卒業シ

(注記50)

タル上入管セシメル様工夫シタ次第デアリマス

問 大正九年度ニ於テ大学及高等学校ノ学年ノ始期変更ニ伴フ年限短縮アリタル際ハ勅令上ノ措置ヲ講ゼザリシ理由如何

(注記51)

答 高等学校及大学ノ入学期ハ従来九月デアツタノヲ大正十年カラ四月ニ変更スルコトトシタ為ニ大正九年度ニ於テハ大学及高等学校ノ各学年ヲ一斉ニ大正九年九月ヨリ大正十年三月マデノ七ヶ月トシタノデ、大正九年度ニ大学又ハ高等学校ノ何レカノ学年ニ在学シタ者ノ在年限又ハ修業年限ハ齊シク五ヶ月ダケ短縮サレタ次第デアルガ、コノ事ハ大学、高等学校ノ入学期ノ変更ニ伴フ謂ハバ後始末ノ問題デ、再ビ繰リ返スコトノ出来ナイ全ク一年限りノ臨時措置デアリ、且学習内容モ必ズシモ全体的ニ低下ヲ来ストイフヤウナコトモアリマセヌデシタノデ、コノ種ノ措置ハ勅令ノ精神カラ逸脱スルモノニ非ズト思料シテ、別段勅令上ノ処置ハ致サナカツタノデアリマス。

(注記52)

ス

然ル限り之ヲ教育的ニ考ヘマスレバ此ノ短縮スベキ半ヶ年ヲ専門ノ教育、技術ヲ授クベキ大学ニ於テ実施致ス事ハ極力之ヲ避ケ普通教育ヲ授クベキ高等学校ニ於テ此ノ犠牲ヲ負担致ス様ニシテ參ルベキダト考ヘテ居ルノデアリマス

尚少数デアリマスガ高等学校在學生デ年齢ノ關係上在学中ニ入管スベキ者ニ対シテモ出来ル丈ケ卒業ノ上入管セシムルノ機会ヲ与ヘ又少シノ期間デモ大学教育ヲ受ケ入管セシムル様ナ処置ヲモ講ジタイト考ヘ本案ノ如ク考ヘテ居ルノデアリマス

(注記53)

問 大学予科及高等学校ノ修業年限ハ本年度ハ短縮セズ来年度ニ於テ一挙六月短縮スルハ如何

答 本年度高等学校ヲ急速ニ短縮致シマシテモ大学ノ卒業期繰上ゲノタメノ大学ニ於ケル圧縮教授其ノ他ノ關係上十二月ニ高等学校ヲ卒業セシメ、一月直チニ大学ニ入学セシムル事ハ不可能デアリマス

明年ニ於キマシテハ急ニ六ヶ月短縮致シマスレバ、此ニ依リ高等学校教育ガ相当混乱ニ陥ル事ハ御話ノ通り予想致サレルノデアリマスガ、此ノ点ニ付キマシテハ只今ヨリ十分計画ヲ樹テ、周到ナル準備ヲ致シマシテ出来得ル限りコノ混乱ヲ防止シテ參リタイト考ヘテ居リマス

問 大学予科及高等学校ノ年限ヲ短縮スルモ大学ノ卒業期繰上ノ結果ヲ生ズルハ二三年後ノコトニ属スルヲ以テ現在ノ情勢ヨリ考ヘルトキハ此等ノ年限短縮ハ行キ過ギニ非ザルヤ

答 既ニ申シ述ベタ通り卒業期繰上ニ付テハ取り敢ヘズ本年及明年ノ事ヲ考ヘテ具体的ナル方策ヲ目下準備、攻究致シテ居ルノデアリマスガ、将来トモ四圍ノ情勢ニ変化ナキ限りハ当分卒業期ヲ半ヶ年ハ繰上グルノ要ハ十分伺ハレルノデアリマ

問 中等実業学校ノ卒業ヲモ繰上ゲネバナラヌ理由如何



答 (一) 工業学校卒業生ニ対スル官民ノ需要ハ、時局産業ノ生

産増強、応召者ノ補充等ノタメ、近時特ニ大量ニ上ツテ居リ  
マサガ、ソノ一部分ヲ充足シテ居ルニ過ギマセン例ヘバ本年  
度ハ官民ノ雇入申請ニ対シテ、統制学科卒業生ノ配当數ハ僅  
カニ一割二分デアリマシタ。又一方本年度ノ専門学校卒業生  
ノ中、多數ノモノガ卒業直後ニ入營スルコトトモ相成ルナラ  
バ技術者ノ不足ハ從來ニ比シ一層激化スルモノト思ハネバナ  
リマセンノデ、中等学校卒業生ニヨル要員ノ充足ガ益々重要  
性ヲ帯ビテ参リマス。コノ故ニ卒業期ノ繰上ヲ行ヒ、一日モ  
早く要員ノ不足ヲ補フコトハ誠ニ緊要ノ措置ト云ハネバナリ  
マセヌ。

(注記54)

(二) 商業学校其ノ他ノ実業学校卒業生ノ場合ハ時局産業ノ  
繁忙、応召ニヨル勞務不足ノタメニ、軍需、生産拡充、交通  
運輸其ノ他時局産業ニ於ケル現場要員ノ需要ハ益々増加シ本  
年度ノ勞務動員計画ニ於テモ給源トシテ中等学校卒業生ニ求  
ムル數ハ九万ニ上ツテ居リマシテ、ソノ一部ハ今尚充足デキ  
ナイ状態ニアリマス。尚右現場要員ノ外、時局産業、其ノ他  
ニ於ケル事務要員等モ亦相当程度充足セネバナリマセヌ。之  
ガ為卒業期ノ繰上ヲ行ヒ実業学校卒業生ヲ速カニ就職セシム  
ルコトハ勞務動員計画ノ円滑ナル遂行上洵ニ喫緊ノ事柄デア  
リマス。又農業学校卒業生ニ関シテハ農業技術者不足ノ今  
日、緊急食糧増産対策ノ実施ニ遺憾ナカラシムルタメニ、繰  
上卒業ヲ行フ必要ガアリマス。

(注記55)

問 本件勅令案ニ掲グル学校以外ノ学校ニシテ年限短縮ヲ行フ

モノニ付テハ法令上如何ニ措置スルヤ

答 本件勅令案ニ掲ゲテ居ラヌ学校ニシテ年限短縮ヲ行フモノ  
ノ修業年限ニ付テハ直接ニ教育ノ基礎ヲ為ス各種ノ学校令ニ  
掲ゲテアリマセン、其ノ大部分ハ文部大臣又ハ外地長官ニ於  
テ適宜定メルコトト為ツテ居リマスノデ、之ガ年限短縮ニ付  
テハ文部省令其ノ他必要ナル規定ヲ設ケ本件勅令案ニ掲グル  
学校ノ年限短縮ニ準ジテ処置スル積リデアリマス、又例ヘバ  
旅順工科大学、東亜同文書院等ノ如ク特ニ其ノ学校毎ニ勅令  
ヲ以テ学校令ニ依ルコトトシ間接ニ其ノ修業年限ヲ定メタル  
モノモアリマスガ此等ニ付テハ別ニ勅令ヲ以テ本件勅令案ニ  
準ジ年限短縮ヲ行ヒ得ル途ヲ拓ク考ヘデアリマス

(注記56)

註 本件勅令案ニ掲グル学校以外ノ学校ニシテ年限短縮ヲ行フ

モノノ修業年限ニ関スル規定調

内地

- 一 高等師範学校——高等師範学校規程第三条、第六条
- 二 女子高等師範学校——女子高等師範学校規程第五条
- 三 臨時教員養成所——臨時教員養成所規程第二条
- 四 実業学校教員養成所——学則ニテ定ム、法令ノ規定  
ナシ
- 五 専門学校又ハ実業専門学校ニ準ズル私立学校ニシテ  
専門学校令第五条ノ資格ヲ以テ入学資格トスル修業  
年限三年以上ノ学校——私立学校令施行規則第一

(注記57)

条、第二条

- 六 国民学校初等科修了程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限五年、国民学校高等科修了程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限三年若ハ之ト同等以上ノ実業学校ノ工業学校規程第一条農業学校規程第一条等

朝鮮

- 一 専門学校ニ準ズル私立学校ニシテ専門学校令第五條ノ資格ヲ以テ入学資格トスル修業年限三年以上ノ学校ノ私立学校規程第二条、第三条

- 二 国民学校初等科修了程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限五年、国民学校高等科修了程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限三年若ハ之ト同等以上ノ実業学校ノ実業学校規程第六條、第九條

台湾

- 朝鮮ニ於ケルニノ学校ト同種ノ学校——台湾公立工業学校規程第二条、台湾公立商業学校規程第二条等

樺太

- 朝鮮ニ於ケルニノ学校ト同種ノ学校——樺太公立実業学校規程第五條、第七條

南洋群島

- 南洋庁実業学校——南洋庁実業学校規程第三条

関東州

- 一 旅順工科大学——旅順工科大学官制第十三條
- 二 旅順高等学校——旅順高等学校官制第七條

(注記58)

- 三 大連高等商業学校——大連高等商業学校官制第七條
- 四 実業学校——大連工業学校規程第二条等

満洲国（在滿教務部關係）

- 一 満洲医科大学及同附属薬学専門部——明治四十四年勅令第二百三十号
- 二 南満洲工業専門学校——

- 一 東亜同文書院大学及東亜同文書院——大正十年勅令第三百二十八号

- 二 北京興亜学院及青島医学院——全然法令ニ依ラズ設立者ニ於テ年限ヲ定ム

問 本件勅令案第二条ハ不必要ノ規定ナラズヤ

答 大学学部ノ在学年限又ハ大学予科ノ修業年限ハ学制ヲ以テ大学ニ於テ文部大臣ノ認可ヲ受ケルコトニ為ツテ居リ、専門学校又ハ実業専門学校ノ修業年限ハ官立ノモノニ在リテハ文部大臣ガ自ラ之ヲ定メ、公立ノモノニ在リテハ管理者、私立ノモノニ在リテハ設立者ガ之ヲ定メテ文部大臣ノ認可ヲ受ケルコトニ為ツテ居ルノデアリマスガ、今回ノ臨時措置ニ於キマシテハ、大学、管理者又ハ設立者ノ側ニ於テ年限ヲ短縮シテ文部大臣ニ認可ヲ申請スルト云フ様ナ手續ヲ要セズ、文部大臣ノ方カラ其ノ処分ヲ以テ年限ヲ短縮スルコトニ致シ度イノデアリマス朝鮮、台湾ニ於キマシテモ同様ニ總督ニ於テ直接年限ヲ短縮致スノデアリマス、此ノ様ナ趣旨ヲ新ニスル意味ニ於テ本条ヲ必要トスルノデアリマス

(注記59)

(注記60)

問 本件勅令案ニ依レバ文部大臣、朝鮮総督、台湾総督ガ各別  
二年限ヲ短縮シ得ルモノナルガ短縮年限ハ内外地ヲ通ジテ同  
一種類ノ学校ニ付テハ常ニ同一トスルモノナリヤ

答 外地長官ハ勿論充分ニ文部大臣ト連絡ヲ取りマシテ同一歩  
調ヲ以テ年限ヲ短縮シ上級学校ヘノ進入等ニ付喰ヒ違ヒノ生  
ゼヌ様致ス積リデアリマス。

問 旅順工科大学、東亜同文書院等ノ年限短縮ニ付テハ勅令上  
ノ措置ヲ要スルガ何故本件勅令案ニ於テ一括処理セザルヤ

答 大学令、高等学校令、専門学校令及実業学校令並ニ朝鮮教  
育令及台湾教育令ハ所謂教育制度ノ基礎ニ関スル勅令デアリ  
マスガ旅順工科大学ノ在学年限等ニ関スル規定タル旅順工科  
大学官制第十三条、東亜同文書院大学ノ在学年限等ニ関スル  
規定タル大正十年勅令第三百二十八号（東亜同文会ノ設立ス  
ル東亜同文書院大学ニ関スル件）ノ如キハ特定ノ一学校ノミ  
ニ付規定シタモノデアツテ、関東州又ハ支那ニ於ケル我国ノ  
学校ニ関シテハ未ダ所謂教育制度ノ基礎ニ関スル勅令ガ制定  
サレテ居リマセン。本件勅令案ニ於テハ所謂教育制度ノ基礎  
ニ関スル勅令ニ対スル臨時特例ヲ取り纏メルコトヲ適當（つうたう）デス  
ルト考ヘタ次第デアリマス。尚旅順工科大学、東亜同文書院  
大学等ニ付キマシテハ、別ニ勅令ヲ以テ本件勅令案ニ掲グル  
学校ト同様ニ年限短縮ノ処置ヲ致ス積リデアリマス

(注記61)

(注記62)

問 最近学生生徒ヲ勤勞作業ニ従事セシムベク勸奨シテ居ルガ  
ソレハ大体如何ナル仕事ニ従事シドノ程度ノ人数ガ之ニ参加  
シテ居ルカ

答 昭和十五年度ニ於ケル学生生徒ノ従事シタ勤勞奉仕作業ノ  
種類ハ開墾作業（かいてん）、農家ノ勞力奉仕、軍役奉仕、飛行場道路等ノ  
土木作業（どぶ）、廢品回収（ごみ）、業製炭作業等各種各様デアツテ之等  
ニ参加シタル学生生徒ノ数ハ次ノ如ク

大学	参加校数	四一	延人数	九三、二〇六
高等専門学校程度	〃	一一二	〃	八九〇、八三八
中等学校程度	〃	二、八九六	〃	一六、七〇三、〇九三
トナツテ居リマス			総計	一七、六八七、一三七

(注記63)

問 勤勞奉仕ガ各方面ノ人的資源ノ不足カラ特ニ要望サレ学生  
生徒ニ就テハ更ニ教育的効果ヲモ考慮ノ内ニ入レテ積極的ニ  
之ガ実用ヲ見テ居ル模様デアル此ノ勤勞奉仕ト今回制定セラ  
レントスル国民勤勞報国会令トノ関係ハ如何デアルカ

答 現下ノ勞務需給関係ノ逼迫ハ益々甚シイノデアツテ国民ノ  
勤勞ヲ国家ノ要請ニ則シテシメ之ヲ最高度ニ發揮セシメル必  
要ガアル從ツテ従来統制ナクシテ各方面ニ於テ奉仕の勤勞ニ  
従事シテ居ツタモノヲ組織的計画的ニ統制シ其ノ能率ヲ高度  
化スベク国家総動員法第五条ニ拠リ緊要ナル総動員業務ニ協  
力セシムル為ニ国民勤勞報国会令ヲ制定シタモノデア  
ル而シテ学生生徒ノ勤勞奉仕モ此ノ勅令ノ命ズルトコロニ依ツ

テ規定セラル、コトニナツタノデア

各学校ニ於テハ之ガ要請ニ応ズベク已ニ学校報国隊ヲ組織シ指揮系統ノ確立セル部隊編成ヲ行ヒコノ隊組織ヲ以テ農業増産軍需品其ノ他総動員上必要ナル業務ニ協力シツアリ又何時如何ナル事態ノ発生ニモ対処スベク非常ノ心構ヲ持ツテ居ル次第デア

勤勞報国令ノ規定スル義務者ハ男滿十四歳以上四十歳迄女滿十四歳以上二十五歳迄デア

ルガ学生生徒ニ就テハ中等学校三年程度以上ノ者ニ限ルコト、ナツテ居ル

問 卒業者ノ殆ンド全部ガ入管スルトセバ年限短縮ハ勞務動員

上關係ナカルベク専ラ軍事上ノ理由ニ依ルモノト解シテ可ナリヤ

(注記64)

答 男子ノ大学、専門学校ニ付テハ軍事上ノ理由ガ主トシテ働クワケデアリマスガ、女子及中等程度ノ実業学校ニ付テハ専ラ勞務動員上ノ理由ニ基クモノデアリマス。又大学、専門学校ノ男子卒業生ト雖モ全部入管スルワケデアリマセヌノデ、ソノ時ノ事情ニ依ツテ多少ノ相違ハアリマセウガ、矢張りアル程度ハ不合格者トシテ残ルノデアリマシテ之ガ一般勞務關係ニ就業スルコトトナルワケデアリマス。

問 軍事上ノ要員ガ急激ニ膨張シ六月ノ年限短縮ニ依ツテハ賄

ヒ得ザルニ至リタルトキハ如何ニ措置スルヤ

答 左様ナ場合ニ於キマシテハ惑ハ最早年限短縮トイフガ如キ方法ニ依ルコトガ不可能トナルカモ知レマセヌ。之ハ十分研

(注記65)

究シタ上テナイト確實ナ事ハ申上ゲカネマスガ、仮ニ年限短縮トイフコトガ此ノ上ハ不可能ト致シマスレバ、在学中兵役ニ服セシムルヤウナ方法ヲ採ルコトモマタ止ムヲ得ナイモノト考ヘテ居リマス。而シテ左様ナ場合ニ於キマシテハ兵役ニ服シタ後ニ於テ更ニ学業ヲ継続セシメルトカ或ハ補習的教育ヲ施ストカ等ノ方法ヲ考究シナケレバナラヌモノト存ズル次第デアリマス。

問 専門学校、実業専門学校等ノ卒業者ニシテ大学ニ進学スル

者ニ付テハ兵役法上如何ナル措置ヲ講ズルヤ

(注記66)

答 専門学校、実業専門学校等ノ卒業者デ大学進学ニ適スル者ニ付テハ学校長ガ推薦書ヲ交付スルコトトシ推薦書ノ交付ヲ受ケタ者ハ大学入学後徵集延期ノ恩典ヲ有スル事ニイタシマシタ

(注記67)

問 推薦書交付ガ徵兵猶予ト云フ大問題ニ關係スル以上其ノ取扱ヲ慎重ニスル必要ガアリマスガ当局ハ之ニ対シ如何ナル処置ヲ採ル方針ナリヤ

答 専門学校、実業専門学校ノ上級学校進学ニ関スル既往ノ実績ヲ十分ニ参酌シ無理ノナイ様慎重ニ決定スル方針デアリマス

問 教員養成機関ノ年限ハ短縮セザル方適當ナラズヤ殊ニ女子

高等師範学校ノ繰上卒業ハ如何ナル理由ニ基クヤ又繰上卒業

セシムルモ配当上支障ヲ来サザルヤ

答 教育ハ教員其ノ人ヲ得ルヲ以テ要諦トスルガ故ニ教員養成  
機関ノ修業年限ハ之ヲ短縮セザルヲ適当ト認メルガ高等師範  
学校及男子ノ臨時教員養成所生徒ハ兵役ノ関係モアリ一面転  
職、応召等ニヨル教員ノ不足ニ対応スル為之ヲ短縮スルノデ  
アル

(注記68)

尚女子高等師範学校ノ生徒ニ付テハ男子ノ卒業者ト同時ニ中  
等学校ニ配当スル関係上其ノ他教員ノ転職、応召等ニヨル欠  
陥ヲ充足スル必要上修業年限ヲ短縮スルノデアル。又中等学  
校ニ於ケル教員不足ノ現状ニ鑑ミ繰上卒業ヲナスモ中等学校  
ニ配当上何等ノ支障ナキ見込デアル

問 高等師範学校及女子高等師範学校ノ年限ヲ短縮スルニ師範  
学校ノ年限ヲ短縮セザル理由如何

(注記69)

答 本年四月ヨリ国民学校制度ガ実施セラレ義務教育年限六年  
ヲ八年ニ延長セラレルコトトナツタ関係上一層資質優良ナル  
教員ヲ配置スルノ必要ガアルノデ明年度ヨリ師範学校ノ修業  
年限ヲ延長シテ専門学校程度トナスベク計画中デアル從ツテ  
現制ノ師範学校ノ修業年限ヲ短縮スルコトハ〔<sup>採消</sup>極メテ困難デ  
アル〕〔<sup>加筆</sup>考ヘテ居ナイ〕

問 臨時教員養成所及実業学校教員養成所ノ年限ヲ短縮スルニ  
青年学校教員養成所ノ年限ヲ短縮セザル理由

答 青年学校本科ノ義務制ガ実施セラレタ関係上愈優良ナル教

(注記70)

員ヲ配置シテ青少年教育ノ徹底ヲ期スル必要ガアルノデ  
〔<sup>採消</sup>明年度ヨリ青年学校教員養成所ノ修業年限ヲ延長シテ専門  
学校程度トナスベク計画中デアル從ツテ〕現制ノ青年学校教  
員養成所ノ修業年限ヲ短縮スルコトハ〔<sup>採消</sup>困難デアル〕〔<sup>加筆</sup>考ヘテ  
居ナイ〕

問 女子専門学校卒業生ノ理由如何

(注記71)

答 女子専門学校卒業生ノウチ、医科、薬学科、歯科ノモノハ  
医療関係者ノ不足ヲ補充シ、国文科、英文科、家政科ノモノ  
ハ教職其ノ他一般事務方面ノ需要ヲ充足シ、尚家政科ノモノ  
モ、工場、鉱山附設託児所ノ他厚生施設ノ拡充ニ伴フ要員充  
足ヲ図ルタメ緊急必要デアリマスノデ、女子専門学校卒業期  
ノ繰上ゲヲ行フコトハ洵ニ緊要ナル措置ト信ジマス

問 中学校、女学校ノ卒業繰上ヲ行ハヌ理由如何

(注記72)

答 生徒ノ年齢ト学校ノ性質トカラ見テ中学校及女学校ノ卒業  
期ノ繰上ゲハ行ハナイコトニ致シテ居リマス、併シ中学校、  
女学校ニ在ツテモ学校報国歌隊ノ編成及ソノ活動等ニヨリ総動  
員態勢ヲトツテ必要ノアル場合ニハ労務上ニモ大イニ寄与セ  
シメマスル様努力致シテ居リマス

問 何故高等女学校高等科又ハ専攻科ニ付繰上卒業ヲ行ハナイ  
ノデスカ

答 此等ノ学校ハ女子専門学校ガ社会人トシテノ女子ニ須要ナ

ル高等ノ實際的知識技能ヲ授クルト異リ一般的高等教育ヲ授クルヲ主眼ト致シマスノデ女子専門学校ノ年限ヲ短縮シマシテモ同時ニ之ヲ短縮シナケレバナラナイ訳デモアリマセン。又其ノ卒業見込ノ生徒モ少数デアリマス

(注記73)

問 年限短縮ニ伴ヒ改正ヲ要スル法令ナキヤ

答 地方待遇職員令、公立図書館職員令ハ改正ヲ要スルモノト存ジマス、此等ハ年限ヲ短縮セラレタル学校ノ新卒業生ガ出マスル迄ニ適當ナ処置ヲ講ズル積リデアリマス

(注記74)

問 適當ナル準備期間モ置カズ急ニ年限短縮ヲ行ツテ学校当局

及学生生徒ハ充分ニ之対処シ得ルデセウカ

答 内牒後ノ学校ノ実情ヲ見マスニ本件ノ重大性ヲ克ク理解シ直ニ教授科目ヲ再編成シ、教職員ノ分担ヲ定メテ学生、生徒ノ指導ニ当ル等極メテ機宜ノ措置ヲ講ジツ、アリマシテ教職員、学生、生徒ノ緊張ノ様子ヨリシテ予期以上ノ成績ヲ挙げツ、アル学校モアリマスノデ必ズシモ憂慮スベキモノアリト思惟サレズ全般的ニ学科ノ重点ヲ指示シ努メテ教育ノ低下ヲ来サザル様督励シツ、アリマス

(注記75)

問 年限ヲ短縮スルモ、休暇短縮、一日ノ授業時数ノ増加等ノ

方法ニ依リ従来通りノ課程ヲ授クルモノナリヤ、教育上ノ措置ヲ具体的ニ説明スベシ

答 大体ニ於テ従来定ツテキル課程ヲ出来ルダケ授ケタイト思

(注記76)

ツテキルノデ休暇モ出来ル丈ケ短縮シ毎日ノ授業時数モ増加スル積リデアリマス。専門学校、中等学校ノ今年度繰上卒業者ニ対シテハ卒業試験期日及卒業式日ヲ含メ大体十二月二十八日迄在校セシメ、日曜ハ休マセルガ土曜ハ午後約三時間ノ授業ヲ行ヒ他ノ週日モ大体一時間宛授業時数ヲ増加スル積リデアリマス。併シ之ダケデハ短縮ヲ行ハナイ場合ニ比シテ尚時間ガ不足シマスガ、之ハ学科ノ方デ安排シタイト思ツテ居リマス。即チ増加授業時数ハナルベク専門学科ソノ他歴史、地理、数学、物理、化学等ノ如キ組織的学科目ニアテ、余裕アラバ更ニ語学、体操、国語、漢文等ニモ充テルトイフコトニシタイト思ツテ居リマス。大学ニ於テハ専門学校以下ニ於ケル学科ノ安排トイツタヤウナ講義単位相互間ノ時間的融通ハ困難デアルガ、夫々ノ時間数ヲ増加シテ各単位内ニ於テ重点主義ニ依テ支障ナキ程度ノ学力ヲ維持サセルニ力メル積リデアリマス。

尚来年度ニ於テハ学科ノ編制替等モ相当考慮シナケレバナラヌト考ヘテ居リマス。

問 年限ヲ短縮シテモ学力ヲ低下セヌ様ニスレバ学生、生徒ノ

負担ハ相当ニ過重トナル様デスガ学校報國隊等ニ於ケル団体作業ニ付テハ充分ニ考慮スベキデハナイデセウカ

答 最高学年ノ学生、生徒ハ本年十二月迄ハナルベク学業ニ専念セシメテ報國隊ノ活動ハ主トシテ次学年以下ノ者ヲ当ラシメル様ニ致シタイト考ヘテキマス(抹消)尚上級学校進学ノ決定シ

(注記77) 夕者ハ其ノ入学迄母校ニ於テ補習教育ヲ授ケ旁々カメテ時局業務ニ従事セシムル方針デアリマス

問 本年十二月専門学校、実業専門学校ヲ卒業シ大学ニ進入スル者ハ三ヶ月遊ブコトナルガ適當ナル方策ヲ講ズベキニ非ズヤ

答 専門学校、実業専門学校卒業生ニシテ大学ニ進入スル者ハ極メテ少数デアリマスガ、併シ之ヲ只遊バセテ置クヤウナコトハ避ケタイト考ヘマシテ、一月上旬ヨリ三月下旬ノ間ニ於テ夫々卒業セル学校ニ於テ補習的教育ヲ施シ或ハ団体的訓練、勤勞奉仕作業ヲ行フ等ノ措置ヲ講ジタイト考ヘテ居リマス。即チ臨時ノ補習科ノ如キモノヲ設ケ出来ル限り之ニ収容スル方法ヲ講ジタイト考ヘテ居リマス。

リマスカラ、多少講義時間數ノ臨時ニ殖エル位ノコトハ起ルモノト考ヘラレマスガ支障ナキ程度ニ工夫安排シタイト思ツテ居リマス。

問 専門学校、実業専門学校等ノ卒業生ノ大学進学ヲ當該学校長ノ推薦スル者ニ付テノミ之ヲ認ムルハ不当ナラズヤ、且斯様ナコトハ学校令上可能ナリヤ

答 学校長ガ卒業生ノ学力其他ヲ考慮シ大学進学ニ適スル者ニ付キ推薦スル方法ヲ採ルノハ時局ニ鑑ミ適當ナル行政的措置ト信ジマス  
又各大学ハ専門学校卒業生ノ入学ニ付テハ高等学校高等科卒業生又ハ大学予科修了者ト異リ入学資格並ニ順位ヲ學則ニ於テ定メ得ル事トナツテ居リマスカラ本措置ハ適法デアリマス

問 高等学校ノ年限ヲ短縮シテ直ニ大学ニ進入セシムルトキハ經過的ニ或ル学年ガ重複シテ大学ノ収容力及管理上支障ヲ来スガ如キコトナキヤ

(注記79) 答 高等学校カラ繰上ゲ進学シテモ大学ノ卒業期モ同様ニ繰上ゲテキルノデアリマスカラ全体トシテノ学生數ハ略々同ジデアリマス。只所謂一回生ガ二種類出来ルトイフヤウナコトハ起ルノデアリマスガ、従来ト雖モ講義ノ始期ハ必ズシモ学年ノ初メカラノミデナク、且入学ト同時ニ始マル講義ヲ特別ニ準備スレバ大シ支障ハナイト考ヘマス。教授ノ方モ三回生ニ配当サレタル講義ハ終了シテキルノデア

問 徴兵検査ニ合格シタル高等師範学校等卒業生ヲ中等学校ニ配当スルヤ

(注記81) 答 徴兵検査ニ合格シタル高等師範学校等ノ卒業生ハ卒業後直ニハ配当シナイ考デアリマス  
問 来年十月以降翌々年三月迄高<sup>(採)</sup>初<sup>(初)</sup>等<sup>(加)</sup>専門学校ニ於テハ三年生ガ在学シナイコトニナルガ、之ガ財政上ニ及ボス影響並ニ学校ノ設備及教授ノ処置如何  
答 明年ノ繰上卒業ノ臨時措置ハ現在ノ情勢カラ見マシテ止ムヲ得ザル教育上非常ノ措置デアリマス学校ヲ最高度ニ活用致

(注記82)

シマス上カラハ、明年ノ繰上卒業ト同時ニ中等学校ノ卒業生ヲ入レルベキデアリマセウガ、カクシテハ長<sup>(抹消)</sup>規<sup>(加筆)</sup>期<sup>(加筆)</sup>ニ亘リ学校ノ制度上甚シイ混乱ヲ惹起致シマスノデ、明年十月以降三月迄高等専門学校ニ一部間隙ノ生ズルコトハ止ムヲ得ナイコトデアリマス唯之ニ伴フ財政上ノ欠陥ハ相当考慮致サネバナラヌ問題デアリマス官立ノ学校ニ就キマシテハ本年通り其ノ後ノ授業料ハ免除スル方針デ参リ度イト思ヒマスガ公立及私立ノ学校ニ於キマシテハ公共団体及学校ノ財政状態ガ区々デアリ、多クハ其ノ期間ノ収入欠陥ニ依ツテ相当痛手ヲ蒙ムルコト、思ヒマスノデ出来ル丈補填ノ道ヲ開イテヤル様ニ致シタイト思ツテ致リマス

(注記83)

設備ハ高等学校又ハ大学予科デハ或程度使用セザルモノガ出来マスガ専門学校デハ大学進学志望者ノタメ設ケラレル補習所ガ利用スルコトトナリマス。教授ニ付テハ現在相当学校ハ繁忙デアリマスカラ学校ノ校務ヲ担当サセマストカ、報国隊ノ指導ニ任ゼサセマストカ又個人ノ研究ヲ奨励致シマス外省ニ於テモ種々講習錬成ノ必要ヲ感じテキル向モアリマスノデ講習会ニ出席サセマスナリ錬成所ニ入所セシメルナリ、又内地留学ヲ命ジマス等ムシロ其ノ期間ニ教職員ニ希望スルコトガ多々アルノデアリマス

問 卒業即入営ト為ス方針ナルガ卒業者ノ就職ハ入営前ニ決定セシムルヤ除隊後ニ決定セシムルヤ

答 軍需、生産拡充其ノ他時局産業ニ於ケル技術及事務要員ノ

(注記84)

新規需要ハ現在大量ニ上ツテ居リマスノデ、業主側デハ要員充足ニ腐心シテキル為学校卒業後直ニ入営スルモノト雖モ一応採用シ、服役期間終了後ノ復職ヲ考慮スルノ措置ヲ採リツツアリマスガ、併シ右服役期間ガ数年ニ亘ルコトヲ懼レテ、或ヒハ業主側ニ於テ学校卒業直後ノ雇入ヲ躊躇スル向モアルコトト予想サレマス。コノ場合ニ於テハ服役終了後ニ業主ガ雇入ルルコトニナルト思ハレマスガ、之ニ付テハ入営者職業保障法(第五条ノ二及第六条)ガ未就職者ニ対シテモ適用サレ、服役期間終了後ニ優先的ニ就職ノ機会ヲ与ヘル途モ開カレテ居リマスノデ、学校卒業者ノ服役期間終了後ノ就職ハ円滑ニ運ブモノト信ジマス

「参考」入営者職業保障法

第五条ノ二 職業紹介事業ヲ行フ行政庁(船員職業紹介法第三条第二項ノ規定ニ依リ船員職業紹介事業ヲ行フ者ヲ含ム)ハ退営者ニシテ原職ナキモノ又ハ原職ニ復帰スルコト困難ナリト認ムルモノノ職業紹介ニ付テハ被傭者ヲ求メントスル者ニ対シ其ノ被傭者タルニ適スト認ムル退営者ヲ優先シテ雇傭スルコトヲ懲憑スルコトヲ得

前項ノ規定ハ退営者ガ退営シタル日ヨリ三月ヲ経過シタル場合ニハ之ヲ適用セズ

第六条 当該官吏又ハ公吏ハ第二条乃至第五条ノ規定ノ施行ニ関シ必要アリト認ムルトキハ当事者ニ対シ勸解ヲ為スコトヲ得

前項ノ当該官吏又ハ公吏ノ範圍ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(注記85)



問 年限短縮ニ伴ヒ高等試験ノ日割ヲ変更スル要ナキヤ

(注記86)

答 大学ノ卒業前ニ口述試験ヲモ全部終了スルニ支障ノナイ程度ニ試験ノ日割ヲ繰上ゲ度イト存ジテ居リマス、大体ニヶ月半位ヲ繰上ゲ七月中ニ口述試験ヲ終了サセタイト考ヘ目下研究中デアリマス

附属参照書ニ関スル目次

一 在学年限又ハ修業年限ノ短縮ヲ行フ学校 頁 一

二 修業年限ノ短縮ヲ行ハザル学校 二

三 年限短縮ヲ行フ学校ニ於ケル昭和十六年度卒業生見込数 三

四 年限短縮ヲ行フ学校ニ於ケル昭和十六年度最終学年ノ第三学期分授業料額調 四

五 昭和十六年度女子専門学校卒業見込者ノ職能別調 五

六 昭和十六年度在学者中昭和十四年度以前入学者概数 六

七 高等師範学校<sup>(加筆)</sup>卒業生及無試験検定合格者学科別員数調 七

八 中等学校欠員教員数調 八

在学年限又ハ修業年限ノ短縮ヲ行フ学校

一、大学学部及大学予科

二、高等師範学校

三、女子高等師範学校

四、専門学校

五、実業専門学校

六、高等学校高等科

七、臨時教員養成所

八、実業学校教員養成所

九、実業学校中国民学校初等科終了程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限五年以上ノ学校、国民学校高等科一年修了程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限四年以上ノ学校、国民学校高等科

修了程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限三年以上ノ学校

一〇、私立学校令ニ依リ設立セラレタル学校中専門学校令第五条ノ資格ヲ以テ入学資格トスル修業年限三年以上ノ学校並ニ前号ノ実業学校ニ準ズル学校

修業年限ノ短縮ヲ行ハザル学校

一、青年学校教員養成所

二、師範学校

三、中学校

四、高等学校尋常科

五、高等女学校並ニ高等女学校高等科及専攻科

六、実業学校中国民学校初等科修了程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限四年以下ノ学校、国民学校高等科一年修了程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限三年以下ノ学校、国民学校高等科

修了程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限二年以下ノ学校

七、私立学校令ニ依リ設立セラレタル学校中専門学校令第五条

(注記87)

(注記88)

ノ資格ヲ以テ入学資格トスル修業年限二年以下ノ学校並ニ前号ノ実業学校ニ準ズル学校

- 八、盲学校及聾啞学校
- 九、青年学校
- 一〇、国民学校

(注記89)

計	学校種別	年限短縮ヲ行フ学校ニ於ケル昭和十六年度卒業者見込数調	
		男子学校	女子学校
	大学 学部 予科	一八、七九四	一
	高等師範学校	(五、二六七)	一
	女子高等師範学校	三六四	一
	専門学校	一八、九二二	二〇一
	実業専門学校	二一、〇三三	四八
	高等学校高等科	(五、九八二)	一
	臨時教員養成所	一	一
	実業学校教員養成所	二〇八	一
	実業学校	七、一三四	一、二二二
計		二一三、四四五 (二一、二四八)	六、三三七
	備考	一、本表ハ昭和十六年五月一日現在ノ統計ニ依ル 二、別科ハ本科ト同程度ノ修業年限ノモノニ限り算入セリ 三、(一)ハ昭和十六年度ニ短縮ヲ行ハザルモノトス 四、外ニ専門学校又ハ実業専門学校ニ準ズル私立学校中報告ヲ徴シタルモノ三三三校アリ。卒業見込ノ生徒数ハ男子六四七人女子二八七人	

(注記90)

計	学校種別	年限短縮ヲ行フ学校ニ於ケル昭和十六年度最終学年ノ第三期分授業料額調	
		最終学年 学生生徒数	第三期分授 業料額
	大学学部	官立 九、七五三八 公立 二四七 私立 七、九九六	二八〇、七六〇円 一一、一一二 六〇九、二〇七
	専門学校	官立 一、二九四 公立 九一七 私立 一八、一七五	三〇、八九七 一一三、九四二 五三三、二九五
	実業専門学校	官立 九、二五七 公立 三七六 私立 二、四四八	二二二、一六八 九、四〇〇 八四、〇五六
	実業学校	官立 一 公立 六三、六三八 私立 九、七〇八	七三三、六七七 一三三、〇四三 八五六、七二〇
計		二一三、八〇九	二、六五〇、五五七
	備考	二期分納ニ依ルモノノ五校分ハ計上セズ 第三期分ノ授業料等ヲ各校別ニ算定セリ 二期分納ニ依ルモノノ一八校分ハ計上セズ 第三期分ノ授業料等ヲ各校別ニ算定セリ 昭和十六年五月一日現在学生生徒数ニ算定セリ	
専門学校又ハ実業専門学校ニ準ズル私立学校ノ分ハ計上セズ			

昭和十六年度女子専門学校卒業見込者ノ職能別調

(注記91)

家事裁縫	二、二二七
文学	九八三
薬学	八七八
医学	四一九
歯科医学	一一三三
音楽	一一二一
美術	二二九
体操	二二五
看護婦	一七
法学	一七
数学	一六
商学	九
神学	六
物理化学	六
計	四、八七六
	(四八)

備考

- 一、昭和十六年五月一日現在ノ統計ニ依リ計上ス
- 二、本科ト同程度ノ修業年限ノ別科ヲ含ム
- 三、(一)ハ女子実業専門学校ヲ示ス

(注記92)

種別	昭和十六年度在学者中昭和十四年度以前入学者概数					計	備考
	三年生	四年生	五年生	六年生			
大学部 医学部 其ノ他ノ学部	一、六五〇	一、五八五			三、二三五	十五年度	
高等師範学校	二、三六二	三六四			二、七二六	統計ニ依ル	
高等師範学校	五〇四				八六八	十六年度	
高等学校高等科	六、三二八				六、三二八	十五年度	
三年制大学予科	五、三〇一				五、三〇一	十五年度	
専門学校	二、五〇四		四五六		二、九六〇	十五年度	
実業専門学校	一〇、八七五	二二三			一一、一〇六	十五年度	
臨時教員養成所							
実業学校教員養成所	二〇八				二〇八	十六年度	
師範学校本科第一部	二、八三七	二、五六二	二、四五八		七、八五七	統計ニ依ル	
中学校	九五〇三六	八七、八四九	八、三六五		一〇六、二五〇	十四年度	
高等学校専修科	五五七	五四一			一、〇九八	十五年度	
甲種実業学校	九五、三五二	六五、八五〇	五、五九四	二二三	一〇六、三二九	十四年度	
計	二五、五一四	一六、九六三	一三五、八七三	二二五	五五、三六五	十四年度	

備考

- 一、兵役法施行令第百条第三号ノ認定学校ヲ計上セズ
- 二、本表中ニハ研究科、選科等ノ別科並ニ女子ヲ含マズ
- 三、専門学校ニ於ケル予科、本科ハ通算ス
- 四、中途退学者ヲ控除セズ

(注記93)

修身	昭和十一年度	同十二年度	同十三年度	同十四年度	同十五年度
公民科	一一七	一四一	一四一	一一九	二四〇
哲学	一一二	一四一	一四一	一一九	二四〇

中等学校欠員教員数調

(毎年四月末日現在)

学科目	高等師範学校等卒業者及無試験検定合格者学科目別員数調		
	昭和十五年高等師範学校等卒業者数	昭和十四年度ニ於ケル無試験検定合格者数	昭和十四年度ニ於ケル無試験検定合格者数
修身	三七	五〇五	二四八
公民科	四六	九五五	六五
教育	三二	三六〇	八八九
地・歴	二二	一一一	一一一
外国語	二七	三六二	八六二
博物	三八	九七三	四一
物理化学	四三	二九四	一一八
家事	三八	三	一一八
裁縫	三八	四一	一一八
手芸	三八	四一	一一八
実業	三八	四一	一一八
習字	三八	四一	一一八
図書	三八	四一	一一八
作業科	三八	四一	一一八
音楽	三八	四一	一一八
体操	三八	四一	一一八
計	四六七	六、三七〇	三、一六

(注記94)

教育	一一	五	一〇	一〇	一四
国語漢文	五二	四五	六四	八八	一四五
歴史	二二	二四	一六	四三	六五
地理	一五	二〇	二五	二九	六六
外国語	三一	四二	三一	六一	一一一
数学	五五	六六	八七	一五九	三八〇
一般理科	九	一〇	七	一六	三四
博物	一四	一九	一四	三〇	五七
物理化学	一六	二五	四五	七四	一三七
家事	一三	二二	八	一七	五一
裁縫	三一	三一	一九	二八	五九
手芸	四	五	六	六	八
実業	七五	一〇三	二二七	二〇〇	三三九
習字	一九	一八	一一	一四	九
図書	一七	二二	一一	一七	二八
作業科	一五	八	一一	二二	五二
音楽	二二	二五	二九	二二	五二
体操	六一	六一	二九	二二	五二
計	五二三	五七三	六八二	一、〇四七	二、〇五四

問 大学令第十六条ハ削除スベキニ非ズヤ

答 大学令第十<sup>(加筆)</sup>条ノ規定ハ学士ト称シ得ル為ノ大学学部ニ於ケル在学ノ最低年限ヲ定ムル<sup>(抹消)</sup>ノ規定デアリマシテ、直接大学学部ノ在学年限ヲ定メテキルモノデアリマセン。学士ト称シ得ル為ノ<sup>(加筆)</sup>大学学部ニ於ケル在学ノ最低年限ト大学学部ノ在学年限トハ觀念上ハ別個ノモノデアリマス。而シテ大学学部ノ在学年限ハ大学令第十六条ノ規定ニ依リ大学ニ於テ学則中ニ之ヲ定メ文部大臣ノ認可ヲ受ケルベキモノデアリマス。<sup>(加筆)</sup>現<sup>(加筆)</sup>ニ学則ニ於テハ例ヘバ「本学部ニ於ケル学生ノ最短

修学期間ハ三年トス云々」ト規定シ、又「学生ノ在学期間ハ六ケ年ヲ超ユルコトヲ得ズ云々」(東京帝国大学工学部規程)ト規定シテアリマシテ此ノ規定ニ依リ学部ノ在年限ハ三年乃至六年ト定マツタモノデアルト考ヘルデアリマス。

從ツテ大学令第十<sup>(加筆)</sup>〔六〕条ノ規定ニ依ル学士ト称シ得ル為ノ

〔<sup>(加筆)</sup>大学学部ニ於ケル在学ノ〕最低年限ヲ短縮スルコトニ依ツテ当然ニ学則中ニ定メラレマシタ大学学部ノ在年限ガ短縮セラレルノ結果トナル<sup>(加筆)</sup>〔七〕ノデアリマセン。

唯實際問題トシテハ、学士ト称シ得ル為ノ<sup>(加筆)</sup>〔<sup>(加筆)</sup>大学学部ニ於ケル在学ノ〕最低年限ト大学学部ノ最低<sup>(加筆)</sup>〔在学〕年限トヲ一致セシメルコトガ大学令ノ精神デアルト考ヘマシテ其ノ様ニ運用シテキルノデアリマス。依ツテ第十六条ヲ引用シナイコトハ制度ノ上ニ於テ不正確デアリマス。

尚<sup>(採消)</sup>一言申添ヘマスガ大学令第十条ノ規定ニ依ル学士ト称スル為ニ必要トセラルル最低在年限ヲ大学ノ学則ニ於テ延長スルガ如キコト

問 専門学校令第八条第二項ヲ削除スベキニ非ズヤ

答 専門学校令第八条第二項ヲ引用シナイコトト致シマスレバ

同令第六条ニ依リ専門学校ノ修業年限ハ三年以上トアルノヲ二年半以上ニ短縮致シマシテモ、二年半以上ニ於テハ公立、私立ノ専門学校ノ修業年限ハ第八条第二項ノ規定ニ依リ学校ノ管理者又ハ設立者ニ於テ<sup>(加筆)</sup>〔之ヲ〕定メ<sup>(採消)</sup>〔テ〕文部大臣ノ認可ヲ受ケナケレバナライノデアリマス、今回ノ年限短縮ハ現下

ノ時局ニ対処スル為ノモノデアリ各学校一様ニ之ヲ行フ必要ガアリ且具体的ニ年限ガ短縮セラレタト云フ結果ヲ早急ニ実現スル必要ガアリマスノデ、学校ヲシテ第八条第二項ノ手続ヲ一々採ラシメル様ナコトハ避ケルベキデアリマス

問 「実業学校令第二条ノ二第二項」ノ文言ヲ削除シ得ルヤ

答 実業専門学校ニ付テハ実業学校令第二条ノ二第二項ニ「実業専門学校ニ關シテハ専門学校令ニ依ル」トアリマシテ、実業専門学校ハ其ノ実体ニ於テハ専門学校令ニ依テ居リマスノデ、実業専門学校ノ修業年限ニ付テハ専門学校令第六条及第八条ヲ定メラレタコトトナルト考ヘルコトガ出来マス、從テ専門学校令ノ条文ヲ引ケバ特ニ実業学校令第二条ノ二ノ規定ヲ引用セズトモヨイト云フ御考ヘハ一応御尤デアリマスガ

(一) 専門学校ノ中ニ実業専門学校ヲ当然包含スルモノトシテ取扱ハズ特ニ之ヲ規定スルコトヲ適當ト認メマシタ關係上実業専門学校ハ本来実業学校令ガ其ノ一番ノ基礎デアリマスカラ同令ノ法文ヲ引クコトガ規定ヲ明確ナラシメマス上ニ必要デアルト認メマシタコトト

(二) 「専門学校令ノ定ムル所ニ依ル」ト云フ実業学校令ノ規定ガアリマス以上ハソレハ専門学校令ト同様ノ内容ノ事柄ヲ実業学校令ノ中ニ記載シタモノト同様ニ相成リマスノデアリマス

ソレハ専門学校令トシテ単独ニ働クモノデナク専門学校令ノ内容ガ実業学校令ノ内容トシテ働クモノト考ヘマス

例ハバ国家総動員法ト云フ法律ハ南洋群島及関東州ニ於テハ勅令デ同法ニ依ルコトヲ定メテ居リマスガ、之モ法律ガ法律トシテ南洋群島及関東州ニ施行セラルルモノデハナク国家総動員法ノ内容ガ勅令ノ内容トシテ取入レラレ勅令的ノ効力トシテ同地ニ施行サレテ居ルノデアリマス。

(三) 政府ハ従来モ右ノ如キ考方デ立法ヲスルノガ例デアリマス。例ハ本年本院ノ御諮詢ヲ仰ギマシタ国民学校令ニ關聯シテ同時ニ御諮詢ヲ仰ギマシタ朝鮮教育令中改正勅令台湾教育令中改正勅令ノ附則ニハ朝鮮教育令又ハ台湾教育令ニ於テ依ルコトヲ定メタル国民学校令ニ依ル初等科ト云フ文言ヲ用ヒマシテ単ニ国民学校令ニ依ル初等科トハ申シマセンデシタ、之ハ朝鮮教育令及台湾教育令ノ「初等普通教育ハ国民学校令ニ依ル」トアリマスル規定ニ対応シタモノデアリマス。

右ノ次第ヲモチマシテ、規定ト致シマシテハ専門学校令ノ法文ヲ引ク丈デハ正確デナク実業学校令ノ法文ヲモ引用スルヲ適當ト認メテ居リマス

問 専門学校ノ中ニ実業学校ヲ含メルコトヲ得ルヤ

答 実業専門学校ニ付テハ実業学校令第二条ノ二ニ於テ「実業学校ニシテ高等ノ教育ヲ為スモノヲ実業専門学校トス実業専門学校ニ關シテハ専門学校令<sup>(加筆)</sup>ノ定ムル所ニ依ル」トアリマシテ、実業専門学校<sup>(抹消)</sup>ハ実業学校令ニ依ル実業学校ニ外ナラスノデアリマスガ、其ノ実体ハ専門学校令ノ定ムル所ニ依

ルコトトナツテ居リマス。從ツテ正確ニ云ハバ実業専門学校ハ専門学校令ノ専門学校デハナイノデアリマシテ、之ヲ別ニ規定スルコトガ立法上ハヨリ望マシイコトト存ジマス。

會テ本院ノ御諮詢ヲ經マシタ昭和三年勅令第二十六号北海道庁視学官、地方視学官等ノ特別任用令第一条及昨年本院ノ御諮詢ヲ經マシタ奏任文官特別任用令第六条第二項ノ規定ハ其ノ趣旨ヲ以テ規定ヲ置イタノデアリマス、依テ本案ニ於テモ此ノ前例ヲ踏襲スルコトガ適當デアルト考ヘタ次第デアリマス。

註 現行法令中ニハ<sup>(抹消)</sup><sup>(加筆)</sup>ニ専門学校ト云ツタ丈デ其ノ中ニ実業専門学校ヲ包含セシメタ立法令ガナイデアリマセン(例ハバ陸軍現役将校学校配属令一条陸軍補充令五十四条第二号)

問 本勅令案第一条第一項中大学令、高等学校令等ダケヲ引用スルニ止メ条文マデモ引用スルコトヲ止メテハ如何

答(一) 本勅令案ハ大学令、高等学校令等ノ教育ノ基礎ニ關スル勅令ニ対スル特例ヲ規定スルモノデアリマスカラ矢張り、単ニ「大学令、高等学校令、専門学校令又ハ実業学校令ニ依ル大学学部、大学予科云々」トセズ基本ノ勅令条文ヲ引用スルコトガ適當デアルト存ジマス

(二) 更ニ本勅令案第一条第一項ノ規定ニ依ツテ年限ヲ短縮シマシテモ大学令第十三条第二項及第三項中ノ修業年限三年又ハ修業年限二年トアル字句ソノモノマデガ当然ニ改マル

モノデアリマセン從ツテ本勅令案第一条第二項ノ規定ハ之ヲ削除スルコトハ出来ナイノデアリマス而シテ同項ニ於テハ何ウシテモ大学令第十三条第二項及第三項ヲ引用シナケレバナリマセンノデ、之トノ均衡上モ第一項ニ於テ「大学令第十条、第十一条<sup>(抹消)</sup>」云々ノ規定ニ依ル大学学部ノ在学年限云々」ト規定スルコトガ必要デアルト思ヒマス

問 第一条第一項中修正シテ単ニ「大学学部、大学予科、高等学校高等科、専門学校又ハ実業専門学校ノ在学年限又ハ修業年限」トシテハ如何

答 本勅令案ハ大学令、高等学校令等ノ教育ノ基礎ニ関スル勅令ニ対スル特例ヲ設ケルモノデアリマスカラ矢張り基本トナル勅令ヲ引用スルコトガ正確デアルト存ジマス

問 「若ハ第十六条」等ノ「若ハ」ハ「及」トスベキニ非ズヤ  
答 「若ハ」トハ選択的ノ意味ヲ有シ「及」ハ全部的ノ意味ヲ有シテ居リマス。夫レ故若シ此ノ場合「若ハ」ヲ「及」ト致シマスト、例ヘバ大学学部及大学予科ノ在学年限及修業年限ハ大学令第十条、第十一条、第十三条及第十六条ノ規定ガ一度ニ全部的ニ働ライテソレデ決定セラルル如クニ相成リマシガ、大学令ノ規定ハ左様ニハナツテ居リマセン。此等ノ規定ハ皆在学年限又ハ修業年限ニ関スル規定デアリマスガ各々別個ノ意味ヲ有シテ居リマス。例ヘバ第十条ハ学士ト称スル為ニ必要トセラルル最低在学年限ノ規定デアリ第十六条ハ具

体的ノ各学校ノ在学年限ノ規定デアリマス。又第十条ハ大学学部ノ在学年限ニ関スル規定デアリ第十三条ハ大学予科ノ修業年限ノ規定デアリマシテ、第十条ト第十三条トガ一所ニ働クト云フ訳デアリマセン。從ツテ此ノ場合ニハ「及」ト云フヤウナ文言ヲ用ヒルコトハ適當デナイト考ヘマス

註 タトヘ第十三条ト第十六条トガ一所ニ働イテ大学予科ノ修業年限ガ定マルト云フ考方ヲトルト致シマシテモ、右ニ述べマシタ理由デ、矢張り「若ハ」ト云フ文言ヲ<sup>(抹消)</sup>「任<sup>(加筆)</sup>」<sup>(加筆)</sup>用スル外アリマセン、「若ハ」ト云フ文言ハ同時ニ「及」<sup>(抹消)</sup>「<sup>(加筆)</sup>」<sup>(加筆)</sup>ノ意味ヲ包含シテ使用セラルル例ハ屢々アリマス(例ヘバ国民学校令第四条)

成ル程「当分ノ内」ナル字句ガ年限短縮ヲ行フ期間ヲ限定スル意味ニ於テハ必ずシモ充分デナイコトハ御指摘ノ通りデアリマスガ、今回ノ臨時措置ヲ行フ理由ガ軍事上及勞務対策上ノ必要ニ在ルコト並ニ其ノ期間ガ何ノ位デアるかト謂フコトヲ明ニスル<sup>(抹消)</sup>ハ国際関係ヲ刺激シ徒<sup>(抹消)</sup>「<sup>(加筆)</sup>」<sup>(加筆)</sup>ニ事端ヲ繁カラシムル虞ナシトセズ從ツテ成ルベク之ヲ明ニシナイイデ而モ本措置ガ<sup>(抹消)</sup>「<sup>(加筆)</sup>」<sup>(加筆)</sup>久的ナモノデナイコトヲ示シ度イト謂フ様ナ見地カラ色々表現方法ヲ苦心致シマシタ結果、結局此ノ字句ガ語弊ノナイ最モ適當ナモノデアルト考ヘタ次第デアリマス。

「当分ノ内」ナル表現方法ニ対スル代案ト其ノ難点

一、「戦時又ハ事變ニ際シテニ必要アルトキハ」

本措置ガ今回ノ事變ニ際シテノミナラズ平和回復ノ

後更ニ發生スベキ戰時事変ニ際シテモ行ヒ得ルコト

ト為リ広キニ失ス

二、「支那事変ニ際シ特ニ必要アルトキハ」

単二<sup>(加建)</sup>「支那事変ニ際シ云々」トシタノデハ近キ將

来ニ於テ如何ナル戰爭ガ勃發スルヤモ知レザル現状

ニ於テハ狭キニ失ス

三、「軍事上及勞務対策上特ニ必要アルトキハ」

臨時措置ノ理由ガ余リニ明瞭ト為リ、対<sup>(採道)</sup>策<sup>(加建)</sup>外<sup>(採道)</sup>関

係上好マシカラズ

四、「臨時二」

年限短縮ノ期間ヲ限定スルニ付テハ「当分ノ内」ト

五十歩百歩ナリ、

五、「当分ノ内臨時二」

同意味ノ字句ヲ重複シタニ過ギズ

六、「昭和十六年度又ハ昭和十七年度ニ於テ大学学部二三年

以上(医学部ニ在リテハ四年以上トス)ニ在学スル者

及大学予科、高等学校高等科、専門学校又ハ実業専門

学校ノ<sup>(加建)</sup>最<sup>(採道)</sup>高学年ニ在スル者ニ付」

国際情勢ノ見透シ困難ナル現状ニ於テハ狭キニ失ス

大学令第十条及第十六条ノ解釈

第一案

一 学士ト称スルコトヲ得ル為ノ学部ニ於ケル在学ノ最低年

限(A)ト学部ノ最低在学年限(B)トハ觀念上別個ノ

モノナリ

二 第十条ニ於テハAガ三年以上トアルモ、ソレハ特定ノ大

学ニ於テAヲ四年以上ト為シ得ルノ法意ニハ非ズ

三 Bハ第十六条ノ規定ニ依リテ定マルモノナリ

四 AトBトハ觀念上別個ノモノナルモ、兩者ヲ異ニスルハ

大学令ノ精神ニ非ザルヲ以テ一致セシムル様運用スベキ

モノナリ

第二案

一 AトBトハ同一ノモノニシテ、ソレハ即チ大学規程第十

一条ノ所謂学部ノ在学年限ナリ

二 第十条ハ抽象的ニ学部ノ在学年限ノ最低<sup>(採道)</sup>年<sup>(採道)</sup>限ヲ定ムル

ニ過ギザレバ、具体的ノ学部ノ在学年限ハ第十六条ノ規

定ニ依リ定マルモノナリ

從ツテ大学ハ学則ヲ以テ例ヘバ「学部ニ四年以上在学シ

一定ノ試験ヲ受ケ之ニ合格シタル者ハ学士ト称スルコト

ヲ得」トモ又「学部ノ在学年限ハ四年乃至八年トス」ト

モ定メ得ルモノナリ

第三案

一 AトBトハ同一ノモノニシテソレハ即チ大学規程第十一

条ノ所謂学部ノ在学年限ナリ

二 第十条ハ学部ノ在学年限ノ最低<sup>(採道)</sup>年<sup>(採道)</sup>限ヲ限定シタル規定

ニシテ、学部ノ在学年限ヲ医学ヲ修ムル者以外ノ者ニ付

四年ト為スガ如キコトハ之ヲ認メザルノ趣旨ナリ



臨時教育会議ノ諮問「大学教育及専門教育ニ関シ改善ヲ施スヘキモノナキカ若シ之アリトセハ其ノ要点及方法如何」ニ対スル  
答申抄

答申

大学教育及専門教育ノ改善ニ関シテハ別記ノ綱領ニ基キ当局者ニ於テ適當ノ措置ヲ講セラルルノ必要アリト認ム  
右及答申也

(略)

四 分科大学ノ在学年限ハ三年以上トシ医学科ニ就テハ四年以上トスルコト

(略)

理由

(略)

四 分科大学ハ其ノ性質上他ノ学校ト趣ヲ異ニスルハ勿論ナルモ大体ニ於テ学生ノ一般在学年数ヲ規定スルノ必要アリ而シテ従来ノ経験ニ依レハ大学ニ於ケル一部門ノ學術ヲ修了スルニハ少クトモ三年ノ期間ヲ要スヘキヲ以テ「分科大学ノ在学年限ハ三年以上」トシ医学科ニ在リテハ三年ヲ以テ専門ノ研修ヲ了スルコト到底不可能ナルヲ以テ之ヲ四年以上トナセシナリ

(略)

(注記95)

拓務省

在学年(加筆)又ハ修業年限ノ短縮ヲ行フ学校ニ於ケル昭和十六年度卒業生見込数調(朝鮮、台湾、樺太南洋群島)

学校種別	男子学校			女子学校			備考
	内地人	朝鮮人	本島人	内地人	朝鮮人	本島人	
大学	一五九	四〇	一四	二二三			一、本表ハ昭和十六年五 月末現在トス
予科	(二二七)	(七二)		(二八八)			
専門学校	三三二	五七三	一七	九二二			二、(一)ハ本年 度短縮 ヲ行ハ ザルモ
実業専門学校	四九二	一九八	一四	七〇四			
高等学校	(二四)		(三二)	(二四五)			
専門学校又ハ実業専門学校ニ準ズル各種学校		七五		七五			
実業学校	一、七三七	二、四八七	五、一五四	七、三三九			
計	二、七一九	三、三三七	五、六〇六	六、六五二	二、五二〇	八	
	(三三二)	(七二)	(三二)	(三三三)			

一 朝鮮  
在学(採遺)限又ハ修業年限ノ短縮ヲ行フ学校ニ於ケル昭和十六年度卒業生見込数調

学校種別	男子学校			女子学校			備考
	内地人	朝鮮人	計	内地人	朝鮮人	計	
大学	九〇	四〇	一三〇				一、本表ハ昭和十六年 五月末現在トス 二、(一)ハ本年度短縮 ヲ行ハザルモノ
予科	(二二七)	(七二)	(二八八)				
専門学校	三三二	五七三	八八五	二五	一〇八	一三三	
実業専門学校	二八三	一九八	四八一				
専門学校又ハ実業専門学校ニ準		七五	七五				
計							

計	実業学校		ズル各種学校
	内地人	本島人	
(二一七)	一、六八一	三、三七三	二、四八七
(七二)	五、〇五四	三、四八三	
(二八八)	二、五〇五	一、三三三	

二 台湾

計	実業学校		高等学校高等科	実業専門学校	専門学校	大学 学部 予科		学校種別		備考
	内地人	本島人				内地人	本島人	男子学校	女子学校	
(二一四)	九四五	六四八	(二一四)	二〇九	一九	六九	一四	八三	三一六	一本表八昭和十六年 五月末現在トス 二(一)ハ本年度短縮 ヲ行ハザルモノ ヲ行ハザルモノ
(三二)	五六〇	五一五	(三二)	一四	一七	一四	八三	三一六		
(一四五)	一、五〇五	一、一六三	(一四五)	一三三						

三 樺太

実業学校	学校種別		男子学校	女子学校	備考
	内地人	其ノ他			
四五			計	計	一本表八昭和十六年 五月末現在トス
			計	計	

四 南洋群島

実業学校	学校種別		備考
	内地人	其ノ他	
四八			一本表八昭和十六年 五月末現在トス
四八			

(表紙)  
(注記96)  
昭和十六年十月

大学学部ノ在学年限又ハ修業年限ノ臨時短縮ニ関スル件制定ニ関スル枢秘院ニ於ケル予想質疑応答

拓務省管理局

目次

- 一 外地ニ於テ臨時措置ヲ為ス理由如何
- 二 外地ニ於テ臨時措置ヲ為ス学校ノ範圍如何
- 三 外地総督ハ内地ト異リタル期間ヲ短縮スルヤ
- 四 樺太、南洋群島ニ於テハ臨時措置ヲ為サザルヤ
- 五 朝鮮人及台湾人ニ対シテハ年限短縮ノ要ナシト思料スルモ如何
- 六 臨時措置トシテノ年限短縮ト外地ニ於ケル学制改革トノ

- 關係如何……………六
- 七 外地ニ於ケル技術者ノ需給如何……………七
- 八 外地ニ於ケル勞務者ノ需給如何……………八
- 九 臨時措置ハ朝鮮人及台灣人学生生徒ニ對シ思想的影響  
ナキヤ……………一〇

- 一〇時局下外地ニ於ケル学生生徒ノ思想動向如何……………一一
- 一一外地ニ於ケル学生生徒ノ修練狀況如何……………一二
- 一二朝鮮ニ於ケル陸軍兵志願者訓練所ノ狀況如何……………一五
- 一三台湾ニ於ケル陸軍志願兵制度ノ施行如何……………一七
- 一四外地ニ於ケル教育方針如何……………一八
- 一五樺太、南洋群島ニ教育令ナキ理由如何……………一九
- 一六外地ニ於ケル国語普及狀況如何……………二〇

一 外地ニ於テ臨時措置ヲ為ス理由(加筆)

現下ノ緊迫セル時局ニ對処シ国家ノ人的資源ニ對スル最高度活用ノ要請ニ応ズル為内地ニ即應シ在学年限又ハ修学年限ヲ短縮シ卒業期繰上ヲ為サントスルモノナルガ外地ニ於ケル内地人ニ付テハ兵役關係ニ於テ内地ノ夫ト同様ナル処朝鮮人、台湾本島人ニ付テハ兵役義務ナキ為其ノ趣ヲ異ニスルモ之等ノ者モ統後ニ於ケル軍需工業生産力拡充産業其ノ他時局ノ要求スル各種事業産業方面ノ事務技術又ハ勞務ニ從事セシメ其ノ要員ヲ充足セントスルモノナリ而シテ此ノ措置ニ付テ内外地人其ノ取扱ヲ一ニスルハ事変以來特ニ昂揚セラレタル外地人ノ帝国臣民タルノ信念ヲ確平タラシメ時局担当ノ責務ヲ自覺セシメ職域奉公ノ誠

(注記97)

ヲ効サシムルニ極メテ適切ナルモノト認メ外地ニ於テモ今回ノ臨時短縮ノ措置ヲ為スモノナリ更ニ外地ニ於ケル学校制度ガ内地ノ夫ニ依存スル現状ヨリ見ルモ内地ノ上級学校ヘノ進学又ハ転学等ノ連繫上内地ニ即應スルノ必要アルモノト認ム

二 外地ニ於テ臨時措置ヲ為ス学校ノ範圍如何

外地ニ於テ臨時短縮ノ措置ヲ為ス学校ノ範圍ハ内地ニ於テ短縮スル学校ノ範圍ニ照応スルモ外地ニハ未ダ設置セラレザル例ヘバ高等師範学校ノ如キハ当然ニ除カレ從テ其ノ範圍モ内地ヨリ狭キモ在学年限又ハ修業年限ヲ短縮スルモノハ次ノ如シ

(注記98)

- 一 大学学部及大学予科
- 二 専門学校(実業専門学校ヲ含ム)
- 三 高等学校高等科
- 四 教員養成所(理科)
- 五 専門学校又ハ実業専門学校ニ準ズル私立学校ニシテ専門學校令第五条ノ資格ヲ以テ入学資格トスル修業年限三年以上ノ学校
- 六 国民学校初等科修了程度(採進)(加筆)以テ入学資格トスル修業年限五年、国民学校高等科修了程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限三年若ハ之ト同等以上ノ実業学校

三、外地總督ハ内地ト異リタル期間ヲ短縮スルヤ

朝鮮及台湾ニ於ケル学校ノ在学年限又ハ修業年限ノ短縮ニ関シテハ朝鮮總督台湾總督ニ於テ夫々内地同様六月以内ノ短縮ヲ為

ス権限ヲ有スルコトトナルガ徴兵検査及入営期日ノ關係並ニ内地上級学校ヘノ入学、又ハ転校等ノ事情ヲ考慮スルトキハ短縮期間ハ内地ト一致セシムル必要アルヲ以テ内地ト同様ニ短縮セントス

#### 四 樺太、南洋群島ニ於テハ臨時措置ヲ為サザルヤ

今回ノ臨時短縮ノ措置ヲ為ス学校ノ種類ニ該当スルモノトシテ樺太ニハ甲種実業学校三校、南洋群島ニハ甲種実業学校二校アル処之等(<sup>(採道)</sup>学校(<sup>(加筆)</sup>ハ夫々庁令タル学校規程又ハ学校規則ニ於テ内地ノ学校令及学校規程ニ準ズルモノニシテ実業学校令ニ依ルモノニ非ズ内地ニ於テハ実業学校ノ修業年限ニ付テハ文部大臣ノ定ムル処ニシテ今回ノ勅令ト關係ナキモ其ノ修業年限ヲ短縮スル処其ノ必要ハ樺太南洋群島ニ於テモ認メラルルヲ以テ朝鮮台湾ト同ジク短縮ヲ行フモノトス)

#### 五 朝鮮人及台湾人ニ対シテハ年限短縮ノ要ナシト思量スルモ如何

朝鮮人及台湾人ニハ兵役法上ノ義務ナキヲ以テ之等ノ者ノ在学年限又ハ修学年限短縮シテ卒業セシムル要ナキガ如ク思量サルルモ今回ノ臨時短縮ノ措置ハ独リ軍事上ノミナラス労務上ノ必要ニモ基クモノナルガ故ニ此等兵役法ノ適用ナキ朝鮮人台湾人モ内地ト齊シク其ノ卒業期ヲ早ムル必要アル所ニシテ且彼等ヲシテ現下ノ時局ニ鑑ミ真ニ帝国臣民ノ一人タル信念ヲ確乎タラシメ非常時ニ処スルノ覚悟ヲ固メシムルノ要アル秋教育ノ根本

方針ニ於テ内外地人ノ差別ヲ設ケザル趣旨ヨリスルモ内地人ト異ル措置ヲトルコトハ不適當ナルノミナラス更ニ之等外地ヲモ積極的ニ各人ノ職域ニ奉公セシムルノ要アリ又朝鮮及台湾ニ於テハ中等学校以上ハ内地人ト共学ヲ原則トスルヲ以テ其ノ卒業期ヲ異ニスルガ如キハ教育上支障ヲ来ス慮アルヲ以テ内外地人共ニ其ノ歩調ヲ一ニシ短縮セントス

#### 六、臨時措置トシテノ年限短縮ト外地ニ於ケル学制改革トノ關係如何

事変以来、<sup>(102)</sup>國防力ノ充實ト産業ノ劃期的進展ニ伴フ人的資源ノ需要ニ応ズル為外地ニ於テモ之ガ關係教育施設ノ拡充ヲ図リ人的資源ノ倍養充實ニ力メ来レル処時局ノ緊迫ハ卒業期ノ繰上ヲ必要トスルニ至リタル情勢ニ鑑ミ今後一層施設ノ拡充ヲ図ルト共ニ現行ノ学制ニ対シテ根本的改革ヲ加フルノ要アリト思量セラ

ルル然シ乍ラ斯ル根本的改革ハ外地ノ特殊事情ヲ考慮シ内地ニ即応シ学制ヲ改メントス

#### 七、外地ニ於ケル技術者ノ需給如何

時局下軍需工業、生産力拡充産業ノ勃興並ニ拡張ニ伴ヒ之ガ技術ニ従事スル要員ハ各外地ニ於テモ其ノ数著シク増加ヲ見タリ而シテ学校卒業生使用制限令ノ対象タル工鉦關係学校卒業生ニ付テ見ルニ昭和十六年三月卒業生ニ対スル外地ノ需要申請數ハ總計九、八六一人之ニ対シ配當數八一、五一七人之ニシテ其ノ率ハ一五、三%ニ過ギス技術者ノ不足ハ著シキ現象ナリ更ニ本年度

(注記103)  
 二於ケル需要数八一三、〇〇〇人ニ及ビ外地ニ於ケル卒業見込者数八七七五人ニ過ギザル状況ナリ勿論外地ニ於テハ技術者ノ供給ヲ増加セシムル為ニ於ケル之ガ關係部ノ設置及学校ノ定員増加並ニ新設ヲ企図シ朝鮮ニ在リテハ昭和十六年度四月ヨリ京城帝国大学ニ理工学部ヲ開講スルト共ニ新ニ工業学校ニ校ヲ設置シ台湾ニ於テモ本年度台北帝国大学ニ工学部ヲ設置スルコトニ決定シ昭和十八年度ヨリ開講ノ予定ニシテ尚本年度工業学校一校ヲ増設セリ

昭和十六年三月各外地工鉱学校卒業者配当申請数及配当数比較表

	申請数	配当数	申請数ニ対スル配当数比率
朝鮮	六、七八五	一、〇九四	一六・一
台湾	二、〇八五	二六八	一三・二
樺太	九二九	一四二	一五・二
南洋群島	六二	一三	二〇・九
計	九、八六一	一、五一七	一五・三

昭和十七年各外地工鉱学校卒業者申請数及供給可能数

実業	申請数	卒業者数	朝鮮	台湾	樺太	南洋群島	計
専門	申請数	卒業者数	四九二	二八四	九〇	一一	八七七
大学	申請数	卒業者数	二、二〇八	八〇八	二二二	三三三	三、二八〇
実業	申請数	卒業者数	二二五七	七八	一	一	三三三
計	六、二七九	二、〇三三	九三	三二七	三〇	七三	八、八五二

計	申請数	卒業者数
	八、九七九	三、一一五
	三、五〇	三九五
	七九八	三〇
	一一七	一
	一三、〇〇九	七七五

八、外地ニ於ケル労務者ノ需要如何

今次事变勃発以來需要産業、生産力拡充計画産業等ノ遂行ノ為労務ノ需要急激ニ増加シ人的要素ノ需要充足ヲ確保スルノ要緊切ナルモノアリテ政府ハ昭和十四年度以降毎年度労務動員実施計画ヲ樹立シ来タレルガ本年度該計画ニ於テハ内地、樺太及南洋群島ニ対シテ比較的勞力豊富ナル朝鮮ヨリ相当数ノ労務者ヲ移住セシムルコトトセリ

各外地ニ於ケル新規労務者ノ需要ハ逐年増加ヲ見ツアル処労務者ノ給源トシテハ新規学校卒業者、農村転業者、女子卒業者ヲ以テ主トスルガ本年度台湾ニ於テハ内地及対岸ヨリ樺太及南洋群島ニ於テハ内地及朝鮮ヨリ相当数移入シテ充足ヲ図ル要アル処一面国家総動員法ニ基ク労務關係ノ各勅令ヲ内地ト同様ニ実施シ以テ労務ノ規制ヲ実行シ之ガ需給ノ調整ニ努メツツアリ

朝鮮ヨリノ労務者供出数 (昭和十六年度)

供出ヲ受ケタル地域	供出数
内地	八一、二五〇
樺太	一、二〇〇
南洋	一七、五五〇
計	一〇〇、〇〇〇

(注記104)

内地ヨリノ勞務者供出数(昭和十六年度)

(注記105)

供出ヲ受ケタル地域	供出数
朝鮮	八、〇五〇
台湾	一、四五〇
樺太	一五、〇〇〇
南洋	一〇、七八〇
計	三五、二八〇

九 臨時措置ハ朝鮮人及台湾人学生生徒ニ対シ思想的影響ナキヤ

今次事変ノ勃発以來皇軍ノ連戦連勝ハ外地人民衆ノ国家ニ対スル信賴ヲ一段ト深メ内鮮内台ノ融和一体化ニ更ニ拍車ヲ加ヘタル処外地人学生生徒モ時局ニ鑑ミ国家ノ要請ニ応ジ勤勞奉仕其ノ他国家的勞務ニ服スル等真ニ国民的信念ヲ固クシツツアル折柄今回内地人ト共ニ現下ノ非常時ニ於ケル国家ノ要望ニ副フベク在学年限又ハ修業年限ヲ短縮シテ卒業セシムルハ彼等ノ国民的自覚ヲ愈々強化シ良好ナル結果ヲ招来スル所以ニシテ思想的悪影響ヲ与フルコトハナキモノト思料ス

十 時局下外地ニ於ケル学生生徒ノ思想動向如何

学生生徒ノ思想問題ニ関シテハ現下ノ非常時局ニ鑑ミ思想国防ノ重要性ニ稽ヘ特ニ深甚ナル注意ヲ払ヒ種々ノ対策ヲ講ジ来タルガ単ニ思想上ノ嚴重ナル查察監督ノミニ止ラズ進ンデ国体、日本精神ヲ闡明シ直ニ教学ノ刷新振興ニ努メツ、アル処滿洲事

變ヲ契機トシテ国民的自覚昂リ殊ニ今次事變以來ハ皇国臣民タルノ信念ト国家ニ対スル信倚ノ念更ニ昂揚セラレ之等学生生徒ノ思想動向モ頓ニ好転シ思想運動ノ如キハ殆ンド其ノ跡ヲ断ツニ至リタルガ現下内外ノ情勢ニ鑑ミ民族主義乃至共產主義運動ノ防遏ニ止ラズ民族の偏見ヲ固執シ時局ニ冷淡無關心ナル態度ヲ採ルガ如キコトナラシメザル様国民総力運動又ハ皇民奉公運動ト相俟テ愈々国体ノ本義ヲ顕揚シ日本精神ノ透徹具現ヲ図ルベク万遺憾ナキヲ期シツ、アリ

十一 外地ニ於ケル学生生徒ノ修練狀況如何

一 朝鮮

事變以來朝鮮ニ於テハ各学校ヲシテ勤勞報国隊ヲ組織セシメ学生生徒ニ集团的勤勞作業ヲ課シ勤勞ノ体験ヲ通ジテ学生生徒ノ心身ヲ鍛鍊シ国民的性格ノ鍊成ニ力メ来リタルガ更ニ各学校ノ校友会其ノ他ノ校内諸団体ヲ改組シテ国民総力学校聯盟ニ統合包摂セシメ之ニ時局ニ鑑ミ必要ナル諸種ノ修練施設ヲ加ヘ概ネ総務部、修養部、体鍊部、国防訓練部、勤勞報国部、文化部、厚生部、風紀部等ノ各部ヲ設ケテ一意報国精神ニ基ク心身一体ノ修練施設トシ国民総力朝鮮聯盟ノ一翼タラシメ全職員及学生生徒ヲ挙ゲテ目下国民総力運動ニ協力活発ナル実践運動ヲ展開シ学校長ヲ中心トシテ教職員学生生徒打テ一丸トナリ師弟同行互ニ切磋琢磨シテ皇道精神ノ昂揚、心身ノ鍛鍊、国防技術ノ習得、国民的教養ノ洗鍊ニ力メツ、アリ

## 二 台湾

台湾ニ於テハ夙ニ学校教練ノ振作ニ留意シ今次事変ニ際シテハ一層軍部トノ聯絡ヲ緊密ニシ学校教練研究会ヲ開催シテ之ガ徹底強化ノ方途ヲ講セリ又学校幹部職員ニ対シテハ修養講習会ヲ開催シ体験修練ノ機会ヲ与ヘテ指導陣ノ強化ヲ期スルト共ニ学生生徒ハ職員指導ノ下ニ応召出征軍人ノ送迎ニ、神社参拝ニ、国防献金ニ、奉仕其ノ他ニ率先実行セリ其ノ主ナルモノヲ挙グレバ事変勃発直後ヨリ女生徒ハ卒業生ト一体トナリテ軍衣袴ノ繕ヒ洗濯ヲ分担シ昭和十三年以降ハ文教局統制ノ下ニ全島学校職員学生生徒児童ヲ一丸トシ継続的ニ毎月前線ノ將兵ニ慰問袋ヲ贈ルコトトセリ其ノ後乾草馬糧ノ献納ニ、空閑地利用ノ食糧増産ニ協力スル外馬事、航空ノ思想昂揚ニ力メ又理農、医科ノ学生生徒ハ軍ト聯絡ノ下ニ海南島ノ宜撫工作並ニ諸調査ニ参加スル等各般ニ互リ内台人一体トナリ時局ニ則シテ修練ニ力メタリ

(注記109)

斯クシテ昭和十五年十月ニハ全島一齊ニ従来ノ校友会ヲ改組シテ報国校友会トシ修練ヲ期セルガ更ニ全島ヲ一団トシ統制アル活動組織ヲ構成シテ特ニ国防及生産拡充等ノ強化ニ貢献センコトヲ企図シ目下調査研究中ナリ。

## 三 樺太

現下ノ非常時ニ対処シ真ニ負荷ノ大任ニ堪ヘキ人物ヲ練成セシメンガ為各学校ヲシテ益々教学ノ刷新ヲ図リ皇国民タル基礎的修養道場トシテノ本質ヲ強化シ教職員生徒一体トナリテ(加筆)俱ニ

(注記110)

学ビ)俱ニ進ミ各教科教授ニ於テハ固ヨリ学校生活ノ総テヲ通ジテ教化ノ徹底ヲ期スルト共ニ時局下ニ於ケル各種ノ国策ニ即応シ国民運動ニ協力シ銃後ニ於ケル青少年学徒トシテ挺身奉公ノ誠ヲ致スベキ諸般ノ事業遂行ニ当リ遺憾ナキヲ期セシムル為校内団体タル従来ノ校友会ヲ改組シテ内地ニ準ジテ学校報国団ヲ設置セシメタルガ更ニ現下ノ緊迫セル情勢ニ鑑ミ右報国団ノ裡ニ一貫シタル指揮系統ノ確立セル全校的編隊ノ組織ヲ樹立シ統制(アル体制)ヲ整備シテ時局即應ノ修練ヲ為サシムル為目下其ノ手続中ナリ

## 一二 朝鮮ニ於ケル陸軍兵志願者訓練所ノ状況如何

今次事変ニ際シ朝鮮同胞ノ時局認識ト国民意識トニ於テ相当見ルベキモノアルヲ認メ之ガ実施ニ関シ慎重研究ヲ重ネタル結果志願兵制度ヲ確立ニ至リ昭和十三年四月京城ニ朝鮮総督府陸軍兵志願者訓練所ヲ設置シ朝鮮人ニシテ陸軍特別志願兵タルベキ者年約四百名ヲ訓練スルコトトセリ其ノ後右員數ハ昭和十四年度ニ於テハ六百名ニ増加セラレ昭和十五年度ニ於テハ過去二箇年ニ亘ル本制度実施ノ経験並ニ特別志願兵トシテ採用セラレタル者ノ入営中及出征中ノ服務成績ノ極メテ良好ナルニ鑑ミ從來ノ特別志願兵要員年六百名ヲ三千名ニ増員セラレタリ。

(注記111)

該訓練所ニ入所セシムベキ者ハ戸籍法ノ適用ヲ受ケザル年齢十七年以上ノ帝国臣民タル男子ニシテ国民学校初等科第四学年ヲ修了シ本籍地所轄道知事ノ推薦シタル者ノ中思想堅固体軀強健且入所服務中生計ニ支障ナキ者ヲ銓衡ニ依リ選定スルコトトナ

リ居レリ。

志願者訓練所ニ於テハ教育ニ関スル勅語並ニ軍人ニ賜リタル勅諭ノ趣旨ニ基キ皇國精神ヲ涵養シ之ヲ実践躬行ニ導クヲ以テ要旨トシ特ニ国體觀念ヲ明徴ナラシメ皇國臣民トシテノ実務ヲ完カラシムルヲ目標トシテ夫々必要ナル学科ヲ授クルコトトナリ居レル。

訓練所ノ入所期ハ第一次六月、第二次十二月ノ二期トシ訓練期間ハ一期四箇月ナルガ昭和十七年度入所生ヨリハ一期六箇月ト為スコトニ改メラレタリ訓練修了生ハ現役歩兵、高射砲兵、輕重兵トシテ在營セシメ他ノ訓練修了生ハ第一補充兵トナリ随時徵集サレ鮮内特科部隊ヘ入營セシム。

各入營部隊ノ特別志兵ニ対スル概評ヲ綜合スルニ規律、態度並ニ基礎的勤務動作等内地人壯丁ニ比シ敢テ遜色ナク内地人一般兵ト伍シ極メテ良好緊密ニ融和ヲ保チツツアリ朝鮮統治上將來好結果ヲ齊ラスモノト思料セラル。

退營後ノ指導ニ関シテハ尚退營後ニ於テモ一般兵ト何等差異無ク在郷軍人タル名譽ヲ保持スル<sup>(マ)</sup>者ナルヲ以テ之ガ指導ニ関シテハ特ニ朝鮮總督府並ニ訓練所ニ於テモ意ヲ払ヒ關係方面トモ連絡ノ上就職斡旋ハ素ヨリ地方ニ於ケル中堅人物トシテ軍隊生活ニ依リ得タル體驗ヲ充分發揮セシムル様手配シツツアリ。

(注記112)

### 十三 台湾ニ於ケル陸軍志願兵制度ノ施行如何

今次事變ニ於ケル本島人ノ愛國的氣運ハ国防献金、皇軍慰問トナリ軍ニ対スル犠牲的奉仕トナツテ現ハレ又軍夫、通訳等ノ徵

(注記113)

募ニ際シテハ其ノ志願者統出スルノ狀況トナリ一般島民ニ対シテモ多大ノ感銘ヲ与ヘ本島人ノ愛國熱ヲ昂ムル結果トナリタリ惟フニ本島人ニ国體觀念ヲ把握セシメ皇國臣民タルノ真価ヲ發揮セシムル為ニハ軍隊訓練ニ依ツテ忠節ノ念ヲ振起セシメ身ヲ以テ国ニ殉ズルノ覚悟ニ徹セシムルノ要アリ又内台融和ノ点ヨリシテモ内台人均シク国土防衛ニ任ゼシムルノ要アリト信ジ台湾ニ志願兵制度ヲ実施シ国防ノ一半ヲ担当セシムベキ昭和十七年度ヨリ之ガ実施ヲ為スベク其ノ準備ヲ進メツツアル

### (加註) 〔十四〕外地ノ教育ニ関スル方針如何

(一)朝鮮及台湾ニ於ケル教育方針ハ一視同仁ノ 聖旨ニ基キ教育ニ関スル 勅語ノ趣旨ヲ遵奉シ忠良ナル國民ヲ養成シ以テ社會文化ノ進展ヲ図リ帝國ノ興隆ニ資スルニ在ルヲ以テ固ヨリ内地ニ於ケル教育ノ本義ト差異アルコトナシ然レドモ兩外地ニ於ケル特殊事情ト現下ノ時局ニ鑑ミ内外地一体拳國一致ノ実ヲ拳ゲンガ為ニハ外地住民ヲシテ帝國臣民タルノ信念ヲ益々強烈確乎タラシメ尽忠報國堅仁持久ノ精神ヲ發揮セシムルノ要緊切ナリト認ムルガ故ニ教育制度ノ全般的刷新改善ヲ図リ教育機關ヲ益々普及拡充スベク銳意力ヲ致シツツアリ  
 輓近ニ於ケル時勢ノ進運ニ伴ヒ向學心ハ著シク増進シ初等普通教育ニ於ケル就學歩合モ年ト共ニ高マリ朝鮮ニ在リテハ四六%台湾ニ在リテハ五三%ニ達セリ

(注記114)

(二)樺太ニ於ケル諸事情ハ大体内地下其ノ軌ヲ一ニスルヲ以テ教育上ノ本旨ヲ亦何等差異アルコトナク(義務教育制既ニ実



施) 近時教育制度ノ全般的刷新拡充ニ関シ目下銳意之ガ進捗ヲ図リツツアリ

(三) 南洋群島ニ於ケル教育モ亦其ノ根本趣旨ニ於テハ内地ニ於ケルト同様ナルモ島民ニ対シテハ現ニ 皇室ニ対シ奉リ帝國臣民ガ抱持スル尊崇ト同様ノ念慮ヲ抱カシムルコトヲ根本義トセリ

而シテ島民児童ノ向学心ハ逐年増嵩シ其ノ就学率モ五九%ニ達セリ

#### 十五 台湾及南洋群島教育令ナキ理由如何

樺太ニ於テハ初等普通教育ニ関シ勅令タル樺太国民学校令アルモ師範教育高等普通教育、実業教育等ニ就テハ樺太庁令ヲ以テ内地ノ学校令ニ準拠シ又南洋群島ニ於テハ初等教育及中等教育トモ凡テ南洋庁令ヲ以テ内地ニ準拠シ居レリ

惟フニ樺太ニ於ケル初等普通教育ニ就テハ内地ト同様義務教育制度ヲ採リタルト其ノ制度ガ学制全般ノ基礎トシテ極メテ重要ナルニ鑑ミ之ガ基本法ハ勅令ヲ以テ定メラレタルニ拘ラス師範教育其ノ他ノ教育機関ハ主トシテ国又ハ市町村ノ施設スル所ニシテ且其ノ職員ハ何レモ官吏ニシテ官制其ノ他ニ依リ規制セラレ私人ノ施設ニ係ルモノ甚ダ少キ現状ニ鑑ミ未ダ勅令ヲ以テ規定セラレズ従テ各種教育ヲ通ジ統一シタル教育令ノ制定ニ至ラザル次第ナルモ今後各般ノ教育機関漸次充実シ体系整フニ至リタルトキハ勅令ヲ以テ各種ノ教育令ニ付其ノ準拠スル所ヲ示ス必要ヲ生ズルモノト認めラルルガ故ニカカル勅令ヲ統一シタル

(注記115)

教育令ノ制定ハ必要ナリト認めラル

南洋群島ニ於ケル初等普通教育ニ就テハ<sup>(未)</sup>未ダ義務教育制度ヲ採用セズ教育機関ハ全部国ノ施設ニ係リ公共団体又ハ私人ノ施設ニ係ルモノナク且高等普通教育等ニ就テモ漸ク女学校ニ実業学校一校アルノミナル現状ニヨリ未ダ勅令ヲ以テ規定セラレザルモ将来各般ノ教育機関充実シ体系整備スルニ至リタル暁ニ於テハ樺太ト同様ノ理由ニ依リテ教育令ヲ制定ノ要アルモノト認めム

#### 十六 外地ニ於ケル国語普及状況如何

朝鮮、台湾ノ新附同胞並ニ南洋群島ノ島民ニ国語ヲ通ジテ我ガ国民精神ヲ体得セシメ以テ真ニ皇国臣民タルコトヲ自覚セシメ併セテ内外地ノ融和提携ヲ促進スルコトハ極メテ重要ナルヲ以テ国語ノ普及ハ外地統治政策上終始変ラザル大方針ニシテ特ニ現下ノ時局ニ鑑ミ初等教育ハ固ヨリ実業教育、専門教育ニ於テモ多クノ国語授業時間ヲ配シ、社会教育トシテモ其ノ普及ニ力ヲ致シ其ノ徹底ニ努メ来レルガ初等普通教育ノ普及及発達、社会教育施設ノ拡充ハ事変以來一般民衆ノ国語習得ニ対スル熱意ト相俟テ国語解者ノ数モ年々著シク増加シ来レリ昭和十四年末現在ノ状況ヲ見ルニ朝鮮ニ於テハ朝鮮人総人口二二、〇九八、三二〇人中三、〇六九、〇三一人此ノ割合一割四分、台湾ニ於テハ本島人総人口五、五二四、九九〇人中二、八一七、九〇三人此ノ割合五割一分、高砂族総人口一五七、四三九人中七〇、九八六此人此ノ割合四割七分、南洋群島ニ於テハ島民総人口五一、七二三人中三〇、一〇二人此ノ割合五割八分ヲ算ス

(注記116)

(注記1)

〔佐野〕

(注記2)

〔函〕

(注記3)

〔六〕(簿冊内件名番号)

(注記4)

〔朱書〕  
〔御覽濟〕

(注記5)

〔朱書〕  
〔文甲七二〕

(注記6)

〔昭和十六年九月三十日〕日御下付

(注記7)

〔法制局〕〔文〕第〔七二二〕〔六六〕号／昭和十六年九月一日／□

(注記8)

〔本案説明者〕 文部書記官 伊藤日出登／文部書記官 石丸敬次／

文部書記官 鈴木榮二／文部書記官 西崎 恵

(注記9)

〔内閣官房総務課〕／16. 9. 1／文書 〔山本〕〔加筆〕

(注記10)

〔法制局〕

(注記11)

〔文甲七二〕

(注記12)

〔印〕

(注記13)

(注記14)

〔法制局〕〔文〕第〔六六〕号／昭和十六年九月廿四日／〔朱書〕

(注記15)

〔学二〕

(注記16)

〔法制局〕〔拓〕第〔三三二〕号／昭和十六年九月十日／〔加筆〕

(注記17)

〔3〕／内閣官房総務課／16. 9. □／文書／主任 管理局橋爪書記官

〔山本〕

(注記18)

〔法制局〕

(注記19)

〔荒木〕

(注記20)

〔拓〕〔朱書〕

(注記21)

〔1〕(件内頁数)

(注記22)

〔2〕(件内頁数)

(注記23)

〔3〕(件内頁数)

(注記24)

〔4〕(件内頁数)

(注記25)

〔5〕(件内頁数)

(注記26)

〔6〕(件内頁数)

(注記27)

「7」<sup>(加筆)</sup>「7」 (件内頁数)

(注記28)

「8」 (件内頁数)

(注記29)

「9」 (件内頁数)

(注記30)

「10」 (件内頁数)

(注記31)

「11」 (件内頁数)

(注記32)

「12」 (件内頁数)

(注記33)

「13」 (件内頁数)

(注記34)

「14」 (件内頁数)

(注記35)

「15」 (件内頁数)

(注記36)

「17」 (件内頁数)

(注記37)

「18」 (件内頁数)

(注記38)

「1」 (件内頁数)

(注記39)

「2」 (件内頁数)

(注記40)

「3」 (件内頁数)

(注記41)

「4」<sup>(加筆)</sup>「4」 (件内頁数)

(注記42)

「5」 (件内頁数)

(注記43)

「6」 (件内頁数)

(注記44)

「7」 (件内頁数)

(注記45)

「8」 (件内頁数)

(注記46)

「9」 (件内頁数)

(注記47)

「10」 (件内頁数)

(注記48)

「11」 (件内頁数)

(注記49)

「12」 (件内頁数)

(注記50)

「13」 (件内頁数)

(注記51)

「14」 (件内頁数)

(注記52)

「15」<sup>(加筆)</sup>「15」 (件内頁数)

(注記53)

「16」 (件内頁数)

(注記54)

「17」 (件内頁数)

- (注記 55)  
「18」<sup>(加筆)</sup>「18」 (件内頁数)
- (注記 56)  
「10」<sup>(抹消)</sup>「19」<sup>(加筆)</sup> (件内頁数)
- (注記 57)  
「20」 (件内頁数)
- (注記 58)  
「21」 (件内頁数)
- (注記 59)  
「22」 (件内頁数)
- (注記 60)  
「23」 (件内頁数)
- (注記 61)  
「24」 (件内頁数)
- (注記 62)  
「25」 (件内頁数)
- (注記 63)  
「26」 (件内頁数)
- (注記 64)  
「27」 (件内頁数)
- (注記 65)  
「28」 (件内頁数)
- (注記 66)  
「29」 (件内頁数)
- (注記 67)  
「30」 (件内頁数)
- (注記 68)  
「31」 (件内頁数)
- (注記 69)  
「32」 (件内頁数)
- (注記 70)  
「33」<sup>(加筆)</sup>「33」 (件内頁数)
- (注記 71)  
「34」 (件内頁数)
- (注記 72)  
「35」 (件内頁数)
- (注記 73)  
「36」 (件内頁数)
- (注記 74)  
「37」 (件内頁数)
- (注記 75)  
「38」 (件内頁数)
- (注記 76)  
「39」 (件内頁数)
- (注記 77)  
「40」 (件内頁数)
- (注記 78)  
「41」 (件内頁数)
- (注記 79)  
「42」 (件内頁数)
- (注記 80)  
「43」 (件内頁数)
- (注記 81)  
「44」 (件内頁数)
- (注記 82)  
「45」 (件内頁数)

〔注記 83〕

〔46〕(件内頁数)

〔注記 84〕

〔47〕(件内頁数)

〔注記 85〕

〔48〕(件内頁数)

〔注記 86〕

〔49〕(件内頁数)

〔注記 87〕

〔1〕(件内頁数)

〔注記 88〕

〔2〕(件内頁数)

〔注記 89〕

〔3〕(件内頁数)

〔注記 90〕

〔4〕(件内頁数)

〔注記 91〕

〔5〕(件内頁数)

〔注記 92〕

〔6〕(件内頁数)

〔注記 93〕

〔7〕(件内頁数)

〔注記 94〕

〔8〕(件内頁数)

〔注記 95〕

〔<sup>朱書</sup>後日添附〕

〔注記 96〕

〔<sup>朱書</sup>圈〕後日添附〕

〔注記 97〕

〔1〕(件内頁数)

〔注記 98〕

〔2〕(件内頁数)

〔注記 99〕

〔3〕(件内頁数)

〔注記 100〕

〔4〕(件内頁数)

〔注記 101〕

〔5〕(件内頁数)

〔注記 102〕

〔6〕(件内頁数)

〔注記 103〕

〔7〕(件内頁数)

〔注記 104〕

〔8〕(件内頁数)

〔注記 105〕

〔9〕(件内頁数)

〔注記 106〕

〔10〕(件内頁数)

〔注記 107〕

〔11〕(件内頁数)

〔注記 108〕

〔12〕(件内頁数)

〔注記 109〕

〔13〕(件内頁数)

〔注記 110〕

〔14〕(件内頁数)

(注記11)

「15」(件内頁数)

(注記112)

「16」(件内頁数)

(注記113)

「17」(件内頁数)

(注記114)

「18」(件内頁数)

(注記115)

「19」(件内頁数)

(注記116)

「20」(件内頁数)

(下札)

「御覽済内閣へ御下付」

【公文類聚 第六十五編 昭和十六年 卷百十三】  
【学事門二 大学一】 2A, 12, ②2522